

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和4年4月

赤 穂 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の主体	3
1.4 計画の対象	3
1.5 計画期間	4
第2章 赤穂市の地域特性	5
2.1 自然的特性	5
2.2 社会的特性	7
第3章 ごみ処理の現状と課題	12
3.1 ごみ処理に関する国等の動向	12
3.2 赤穂市のごみ処理の現状	15
3.3 前計画の施策の実施状況等	37
3.4 前計画における目標値の達成状況と課題	39
第4章 計画の基本的な枠組み	43
4.1 基本理念	43
4.2 本計画の特徴	43
4.3 計画の枠組み	43
4.4 将来予測（現状趨勢）	45
4.5 計画の目標	49
第5章 ごみ処理基本計画の基本施策	52
5.1 施策体系	52
5.2 基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	53
5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」	55
5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」	57
第6章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	60
6.1 収集運搬体制	60
6.2 中間処理体制	62
6.3 最終処分体制	63
第7章 計画の推進と進行管理	64
7.1 計画の推進	64
7.2 計画の進行管理	64

1.1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成 27 年 9 月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標 (SDGs)」が全会一致で採択されました。国では持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

また、赤穂市（以下「本市」という。）では上位計画である「2030 赤穂市総合計画」や「赤穂市環境基本計画」において、上記「SDGs」の考え方を取り入れた計画を策定するなど行政計画も大きく変化しています。

これらのことを踏まえ、平成 24 年 3 月に策定した「赤穂市ごみ処理基本計画」（以下「前計画」という。）について、全面的に見直し、新たに令和 4 年度から令和 12 年度までを計画期間とする「赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs(エスディージーズ: Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和12年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です。

1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）として位置付けられ、上位計画である「2030 赤穂市総合計画」、「赤穂市環境基本計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、赤穂市災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組については、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.2.1 に示すとおりです。

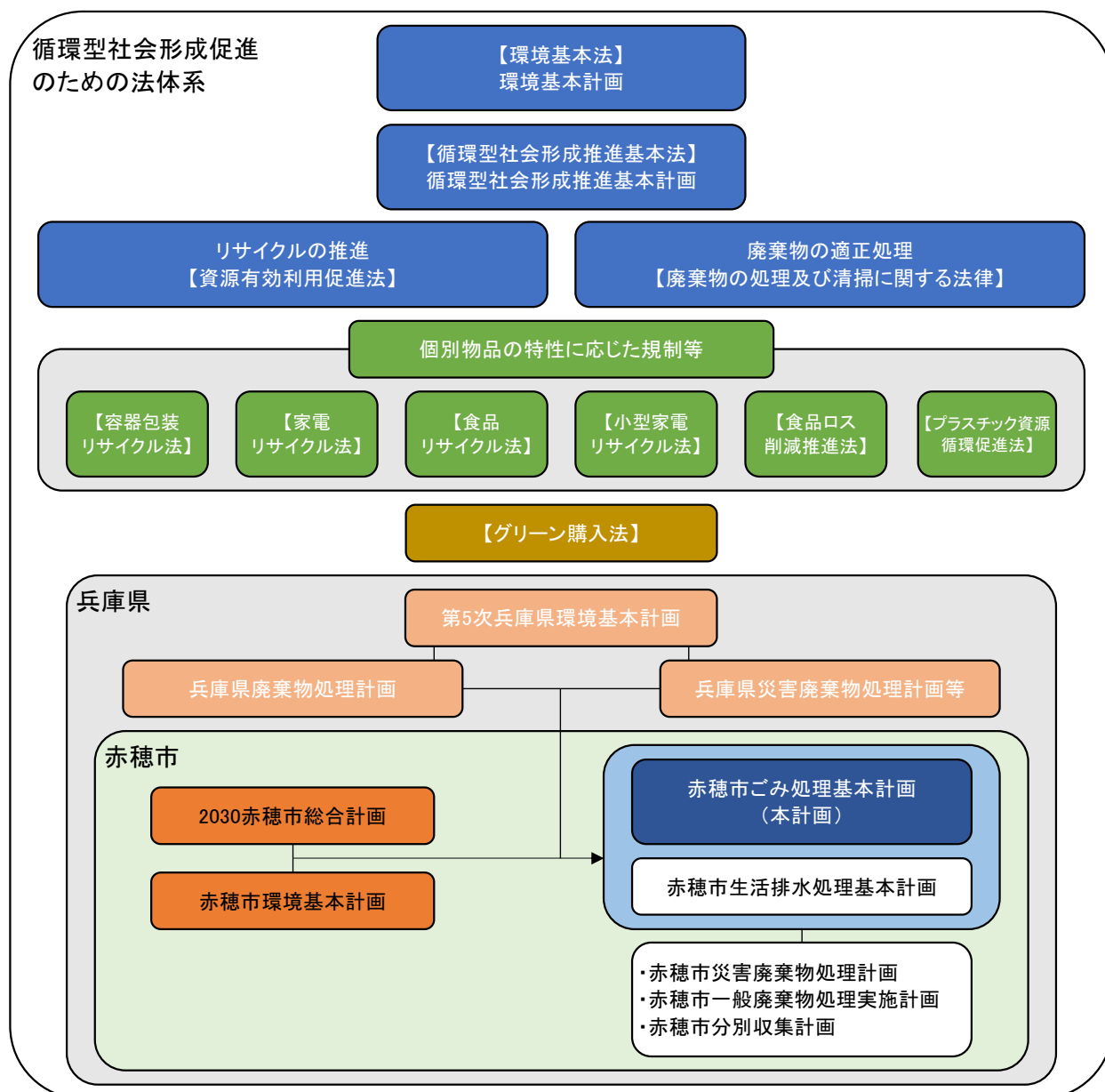
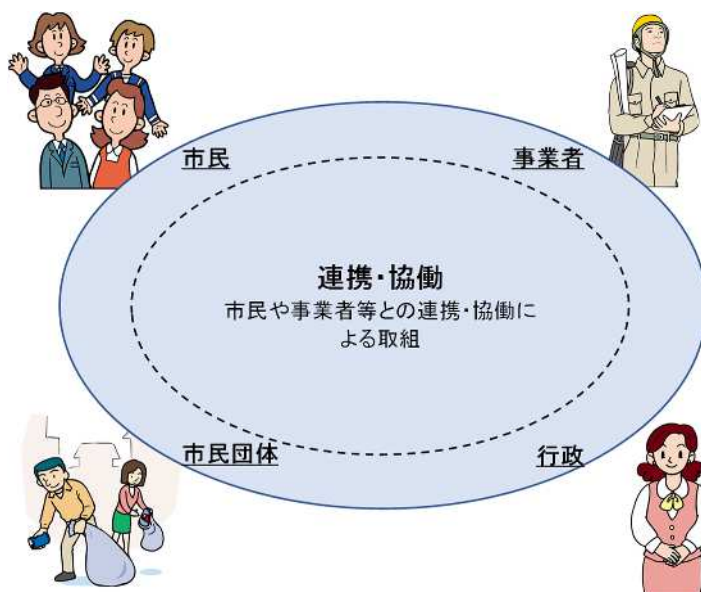


図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の主体

計画の主体は、「市民」、「市民団体」、「事業者」、「行政」となります。各主体には、循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するために連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。



1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.4.1 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物のごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

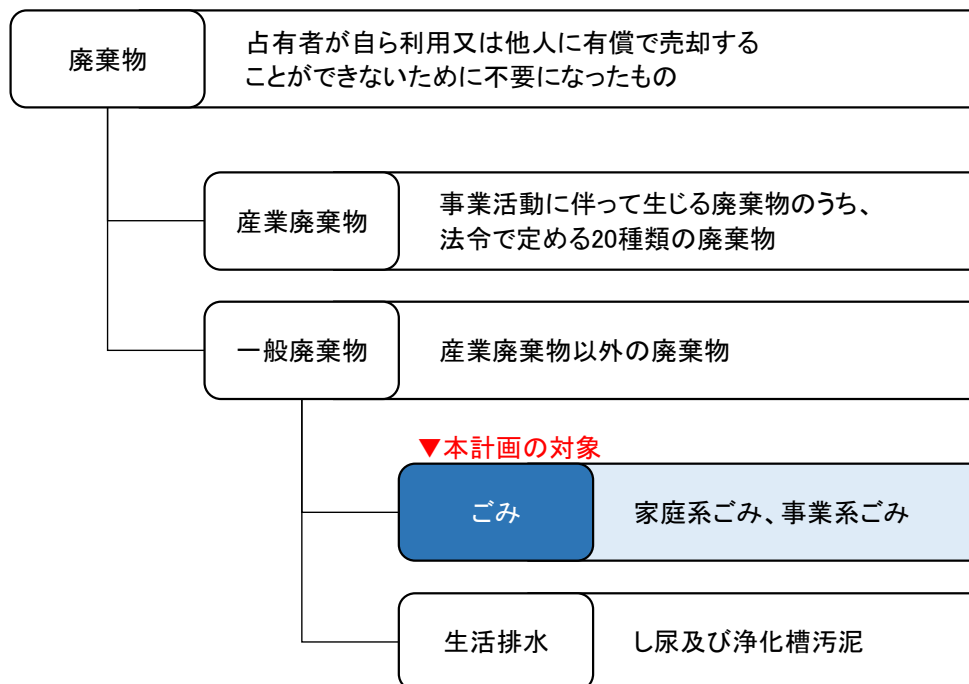


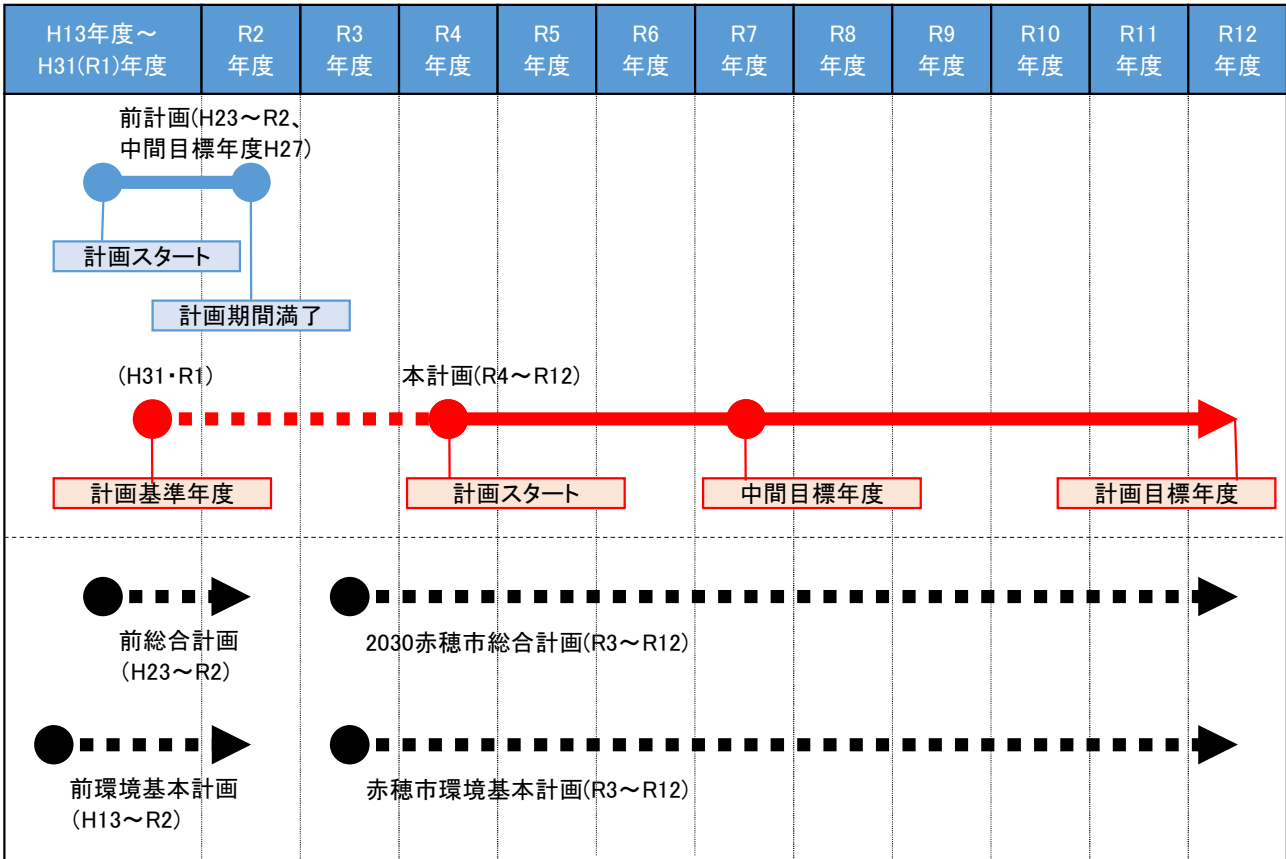
図 1.4.1 計画対象の廃棄物

1.5 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和12年度までとし、令和7年度を中間目標年度、令和12年度を計画目標年度とします。

なお、中間目標年度の令和7年度には、社会状況の変化などを受け必要に応じた見直しを行います。

中間目標年度：令和7年度 計画目標年度：令和12年度



2.1 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は図 2.1.1 に示すように、兵庫県の南西部に位置し、東西 15.1 km、南北 15.4 km、総面積 126.85km² の広がりを持っています。市域は東に相生市、北に赤穂郡上郡町、西に岡山県備前市に接し、南は瀬戸内海に面しています。周囲は北・西・東の三方を山に囲まれ、中央部を南北に千種川が流れ瀬戸内海に注いでいます。

公共交通は JR 山陽本線及び JR 赤穂線が通過しており、市街地中心部に最も乗降客数の多い JR 赤穂線播州赤穂駅が位置しています。道路交通は東西方向を山陽自動車道、国道 2 号、国道 250 号が横断しているほか、主要地方道赤穂佐伯線や一般県道高雄有年横尾線、大津西有年線が縦断し、北に接する上郡町や中国自動車道と結ばれる国道 373 号は JR 山陽本線有年駅周辺で国道 2 号と接続しています。



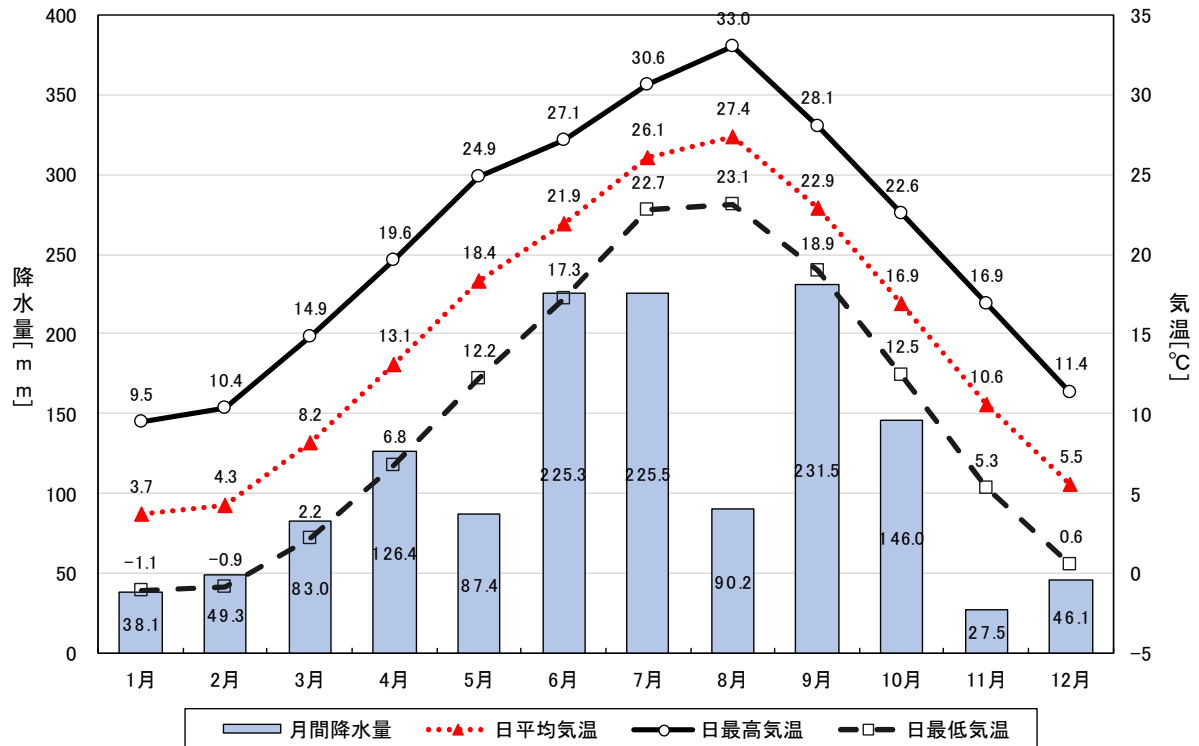
出典：赤穂市土地利用計画(赤穂市、令和元年5月)

図 2.1.1 本市の位置

(2) 気候

本市の気候は瀬戸内海型気候区に属し、年間平均気温は14.9℃で瀬戸内海沿岸独特の温暖な気候に恵まれています。年間平均降水量は約1,400mmであり、梅雨期と台風時に集中します。また、冬・春期には空気が乾燥し、強風が吹くため、火災や林野火災が発生しやすい条件となります。

過去40年間の年平均気温の推移は、図2.1.3に示すとおり、緩やかな上昇傾向にあります。



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(上郡観測所)
 注)グラフの数値は、平成28年から令和2年までの平均値です。

図 2.1.2 月別降水量及び気温

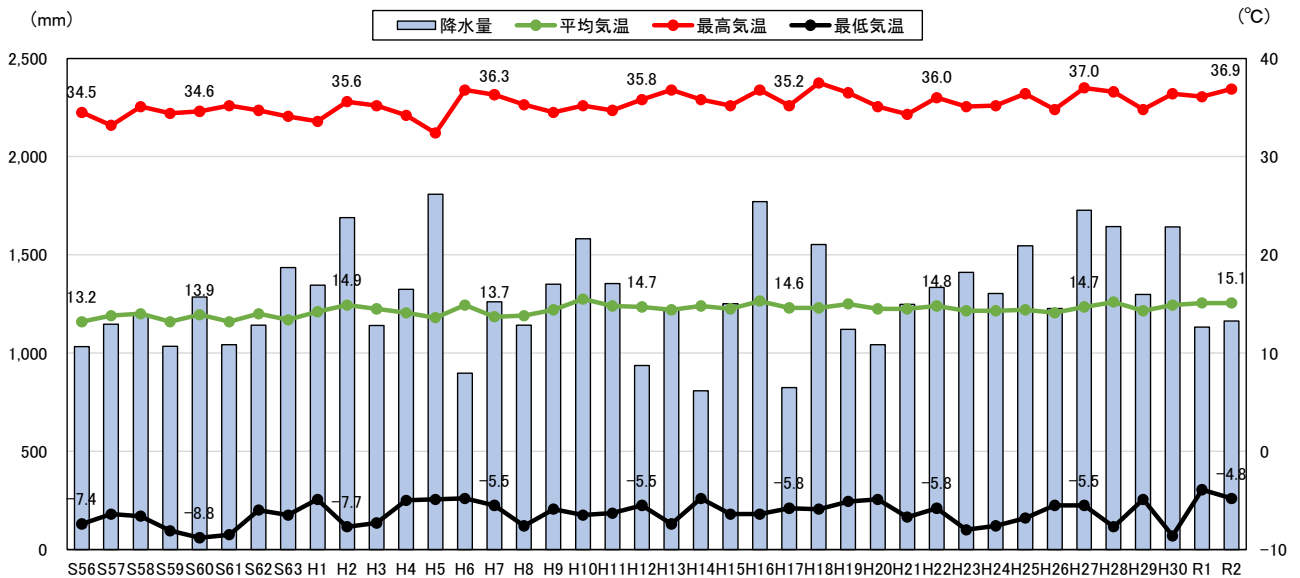


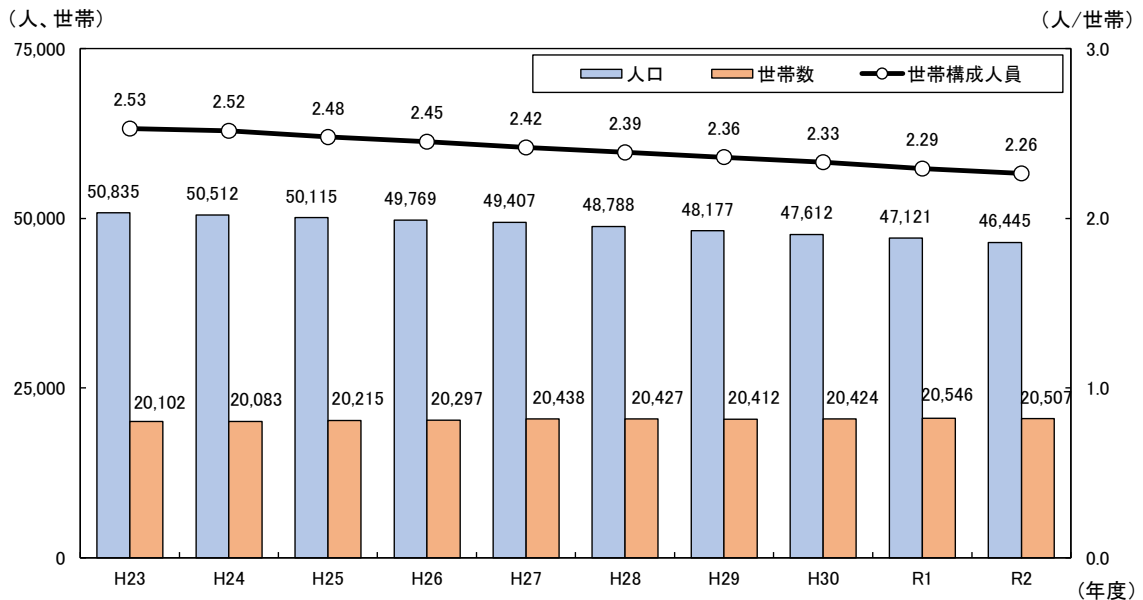
図 2.1.3 過去40年間の平均気温等の推移

2.2 社会的特性

(1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移は、図 2.2.1 に示すとおりです。

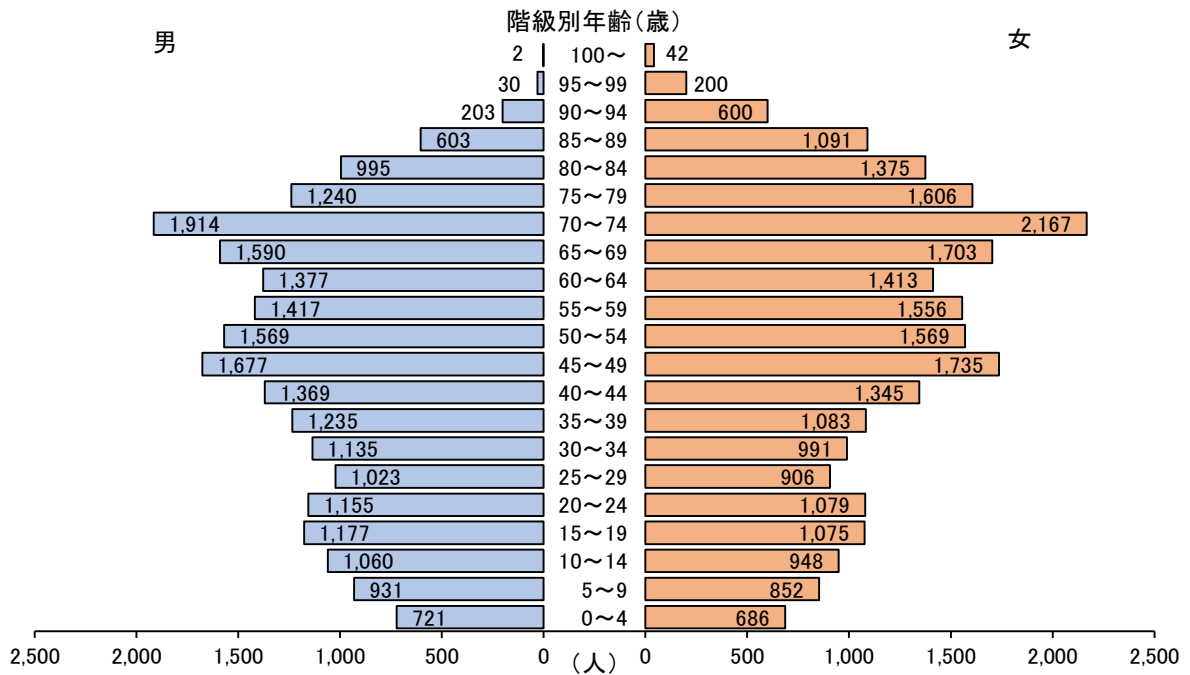
令和3年3月末の人口は46,445人、世帯数は20,507で、世帯構成人員は2.26人です。平成23年度に比べ、人口が8.6%減少、世帯数が2.0%増加しています。人口及び世帯構成人員は、減少傾向にあります。



出典：市民課「赤穂市の人口」(3月末)

図 2.2.1 人口・世帯数の推移

また、令和3年3月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、図 2.2.2 に示すとおり、男女ともに45～49歳の団塊ジュニア世代及び70～74歳の団塊世代が多くなっています。



出典：年齢別人口統計表(令和3年3月末)

図 2.2.2 年齢別人口 (令和3年3月末現在)

表 2.2.1 年齢別人口 (令和3年3月末現在)

年齢区分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	割合(%)
0～14歳	5,198	2,712	2,486	11.19
15～64歳	25,886	13,134	12,752	55.73
65歳～	15,361	6,577	8,784	33.08
総計	46,445	22,423	24,022	100.00

(2) 産業構造

本市の産業の状況は、表 2.2.2 に示すとおりです。

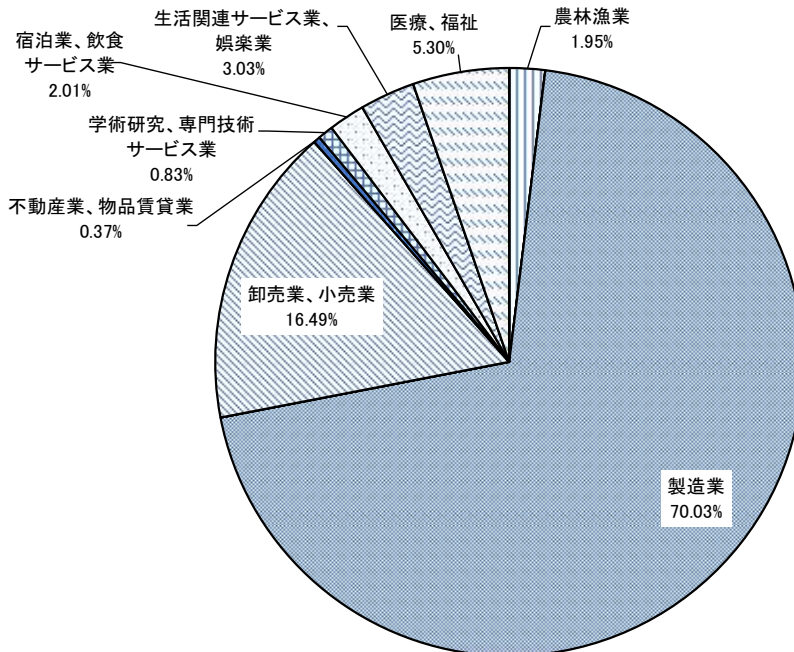
平成 28 年 6 月 1 日現在の民営事業所数は 1,824 事業所で、従業者数は 18,566 人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約 82%、従業者数では約 66%となっています。

また、産業別に見る売上金額の割合は、1位の製造業(約70%)、2位の卸売業、小売業(約16%)、3位の医療、福祉(約5%)の上位3位で約9割を占めています。

表 2.2.2 産業別事業所数及び従業者数(民営)

産業分類	事業所数(事業所)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)	産業分類(大分類)	事業所数(事業所)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
第一次産業	6	0.33%	160	0.86%	農業	5	0.27%	155	0.83%
					林業	-	-	-	-
					漁業	1	0.05%	5	0.03%
第二次産業	326	17.87%	6,148	33.11%	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.05%	1	0.01%
					建設業	170	9.32%	1,018	5.48%
第三次産業	1,492	81.80%	12,258	66.03%	製造業	155	8.50%	5,129	27.63%
					電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.16%	163	0.88%
					情報通信業	3	0.16%	8	0.04%
					運輸業、郵便業	40	2.19%	677	3.65%
					卸売業、小売業	485	26.59%	3,234	17.42%
					金融業、保険業	29	1.59%	312	1.68%
					不動産業、物品賃貸業	85	4.66%	249	1.34%
					学術研究、専門・技術サービス業	48	2.63%	343	1.85%
					宿泊業、飲食サービス業	254	13.93%	1,994	10.74%
					生活関連サービス業、娯楽業	187	10.25%	836	4.50%
					教育、学習支援業	55	3.02%	419	2.26%
					医療、福祉	138	7.57%	2,528	13.62%
					複合サービス事業	19	1.04%	214	1.15%
サービス業(他に分類されないもの)	146	8.02%	1,281	6.89%					
総計	1,824	100.00%	18,566	100.00%	総計	1,824	100.00%	18,566	100.00%

出典：平成28年経済センサスー活動調査(平成28年6月1日現在)



出典：平成28年経済センサスー活動調査(平成28年6月1日現在)

図 2.2.3 産業別売上金額の割合

(3) 土地利用状況

本市の都市計画区域は、市街化区域の面積は1,418ha、市街化調整区域は11,267haとなっており、市街化調整区域が全体の約89%を占めています。

また、用途地域別では、工業専用地域が約27% (383ha) と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域が約27% (379ha)、準工業地域が約10% (140ha) となっています。

表 2.2.3 都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	12,685.0	100.0
市街化区域	1,418.0	11.2
市街化調整区域	11,267.0	88.8

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	74.0	5.2
第二種低層住居専用地域	17.0	1.2
第一種中高層住居専用地域	379.0	26.7
第二種中高層住居専用地域	106.0	7.5
第一種住居地域	131.0	9.2
第二種住居地域	66.0	4.7
近隣商業地域	59.0	4.2
商業地域	37.0	2.6
準工業地域	140.0	9.9
工業地域	26.0	1.8
工業専用地域	383.0	27.0
合計	1,418.0	100.0

出典：都市計画課「都市計画の概要」

(4) 赤穂市がめざす環境の都市イメージ等

① 赤穂市のまちづくりビジョン（2030 赤穂市総合計画）

自然と歴史に育まれ
笑顔と希望にあふれる 活力のあるまち

2030 赤穂市総合計画では、「自然と歴史に育まれ、笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」をまちづくりのビジョンとして、「誰一人取り残さない」、「あらゆる主体が持続可能な社会を目指す」といったSDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）の理念を取り入れたまちづくりを推進し、豊かさや暮らしの満足感がより大きなものとなるようなまちづくりの推進を提起しています。

② 赤穂市がめざす環境の都市イメージ（赤穂市環境基本計画）

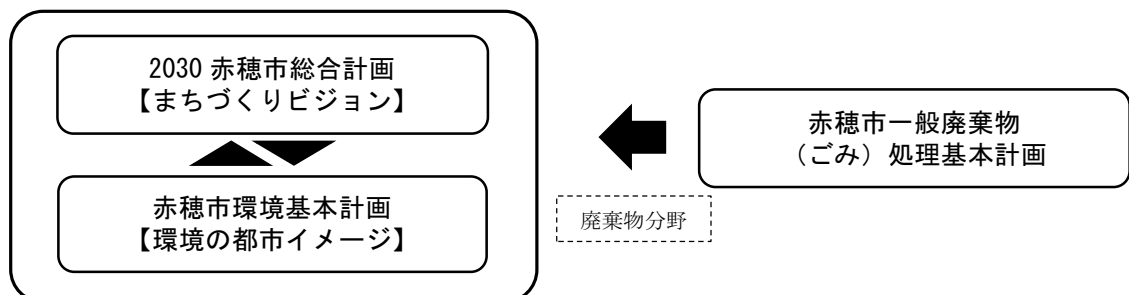
『環境進化都市・赤穂』
～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

赤穂市環境基本計画では、『環境進化都市・赤穂～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～』をめざす環境の都市イメージとし、2030 赤穂市総合計画に示されたまちづくりのビジョン実現を念頭においた施策を定めています。

この計画では、事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化（Evolution）する都市を目指しています。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた施策の推進を図っています。

③ ごみ処理基本計画の役割

ごみ処理基本計画は、2030 赤穂市総合計画で示されたまちづくりのビジョンや環境基本計画で示された都市イメージの実現に向けて、ごみ処理の分野から取り組むべき基本方針・基本施策等を定めるものです。



3.1 ごみ処理に関する国等の動向

(1) 国のごみ処理に関する計画等

① 廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。）及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、表3.1.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。

なお、廃棄物処理基本方針の数値目標は、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画として改定されたことから廃棄物処理基本方針も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率（資源化率）については具体的な数値目標が定められています。

表 3.1.1 国の減量・資源化目標等

指 標	廃棄物処理基本方針 (平成28年1月21日)		循環型社会形成推進基本計画			
			第三次計画(平成25年5月)		第四次計画(平成30年6月)	
	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	平成24年度比で 約12%削減	令和2年度	平成12年度比で 約25%削減 約890g/人日	令和2年度	約850g/人日	令和7年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約500g/人日		平成12年度比で 約25%削減 約500g/人日		約440g/人日	
事業系ごみ排出量	—	—	平成12年度比で 約35%削減	—	平成25年度比で 約16%削減	
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率 約27%	令和2年度	—	—	出口側の循環利用率 約28%	
最終処分量	平成24年度比で 約14%削減		—	—	平成25年度比で 約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率=(2013年度排出量実績-2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績=(1,312万t-1,100万t)/1,312万t=16.2%

最終処分量削減率=(2013年度最終処分量実績-2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績=(454万t-320万t)/454万t=29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針」は、第四次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっています。

② プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されており、日本はワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、また未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において、表 3.1.2 に示すとおり、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 3.1.2 プラスチック資源循環に関する目標

区分	プラスチック資源循環戦略 (環境省他、令和元年5月)	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・リサイクル	プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。	令和12年

出典:プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年5月)

③ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

表 3.1.3 食品ロス削減に関する目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典:食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

(2) 兵庫県廃棄物処理計画

ごみ処理に係る兵庫県の目標としては、「兵庫県廃棄物処理計画」（兵庫県、平成30年8月）において、表 3.1.4 に示すとおり、ごみ排出量等の目標値が設定されています。

重点目標として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみを除く）及び最終処分量の目標値が定められています。家庭系ごみ排出量については、国の目標値と同様、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められ、最終処分量は平成24年度（基準年度）からの削減率が定められています。

また、その他の目標として、ごみ総排出量及び事業系ごみ排出量は削減率、ごみ発電能力は増加率が定められており、再生利用率は、具体的な数値目標が定められています。

表 3.1.4 兵庫県の数値目標

区分		兵庫県廃棄物処理計画 (平成30年8月)	
		数値目標	
		令和2年度 (中間目標)	令和7年度 (最終目標)
重点目標	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	483g/人日 (平成24年度比で8%削減)	463g/人日 (平成24年度比で12%削減)
	最終処分量	平成24年度比で28%削減	平成24年度比で32%削減
目標	ごみ総排出量	平成24年度比で12%削減	平成24年度比で16%削減
	事業系ごみ排出量	平成24年度比で13%削減 (266g/人日)	平成24年度比で21%削減 (241g/人日)
	再生利用率	20%	22%
	ごみ発電能力	平成24年度比で10%増加	平成24年度比で15%増加

出典：兵庫県廃棄物処理計画(兵庫県、平成30年8月)

注1)ごみ総排出量＝市町村等収集量＋直接搬入量＋集団回収量

注2)家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

注3)再生利用率＝(直接・中間処理後資源化量＋集団回収量)/(ごみ総処理量＋集団回収量)

ごみ総処理量＝直接焼却量＋焼却以外の中間処理量＋直接最終処分量＋直接資源化量

3.2 赤穂市のごみ処理の現状

(1) ごみ処理体制

① 分別と収集

本市の分別収集区分は、表 3.2.1 に示すとおり、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみの4種8分別です。

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみは、いずれもごみステーション方式で収集しています。また、資源ごみのうち、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルは市内に設置している拠点回収ボックスにおいても回収しています。

表 3.2.1 分別区分、排出形態及び収集頻度

分別区分		内容例	排出形態		収集回数
燃やすごみ		台所ごみ、紙くず、ゴム、ビニール、プラスチック製品、革製品、布類、おもちゃ、マスク等	透明・半透明の袋	ごみステーション	週2回
燃やさないごみ		陶器類、ガラス類、金属類、お菓子などの缶、小型家電製品、乾電池(充電式以外)等	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
粗大ごみ ^{注1)}		家具類、布団、家具製品(家電リサイクル法対象機器を除く)、自転車等	—	ごみステーション	月1回
資源ごみ (5分別)	缶・びん・紙ごみ	ジュース・ビールの空き缶、ドリンク等の空きびん、スプレー缶、チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、新聞、メモ用紙、厚紙	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	ダンボール・紙パック	ダンボール、紙パック	つぶしてひもで縛る	ごみステーション	月1回
	その他紙製容器包装	食料品の紙箱、紙カップ類、日用品の箱、台紙、紙袋類、包装紙類、飲料パック(内側がアルミ貼)	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、パック類、ボトル容器、緩衝材、ラップ類、カップ類、発泡スチロール、キャップ・ラベル、ポリ袋等	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月2回
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月1回
集団回収		新聞、雑紙、ダンボール、紙パック、衣類	—	—	—
環境ごみ	埋立ごみ	土砂	—	—	—
	剪定木	剪定枝類、草木類	—	—	—

出典：赤穂市ホームページ「ごみの収集・処理」及び令和3年度ごみ収集日程表を基に作成

注1)粗大ごみ：スプリング入りマットレス、90cc以下バイクは、粗大ごみの前処理券を貼って出す

注2)受入・処理ができないごみ

- ・危険物：医療系廃棄物(注射器、注射針、治療針等)、園芸用薬品類、農薬、化学薬品、火薬、石油類、ガスボンベ、消火器等
- ・処理困難物：パソコン、バッテリー、自動車、自動車部品、廃タイヤ、バイク(90cc超)、農業用シート、大型機械、農機具、網、建設廃材、オイルヒーター、電動式介護用ベッド、ピアノ、ボタン電池等
- ・家電リサイクル法対象機器：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

② 中間処理体制

本市の中間処理施設は、表 3.2.2 に示すとおり、ごみ焼却施設、灰固化施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設及び剪定木破碎処理施設から構成されており、剪定木破碎処理施設を除いて全て一箇所に集約して設置しています。

また、ごみ種別の処理方法は、表 3.2.3 に示すとおりです。

表 3.2.2 中間処理施設の概要

施設名称		赤穂市ごみ処理施設	
所在地		赤穂市中広1494番地	
敷地面積		22,849㎡	
ごみ焼却施設	建築延床面積	3,141㎡	
	竣工年月	平成6年3月 (H15年3月:排ガス高度処理対策)	
	処理能力	80t/日(40t/16h×2基)	
	処理方式	准連続燃焼式(流動床式焼却炉)	
	灰処理	セメント固化処理(別棟)	
	余熱利用	暖房・給油・燃焼用空気加温	
灰固化施設	建築延床面積	粗大ごみ処理施設に含む	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	9t/8h	
	処理方式	セメント固化(連続振動混練造粒機)	
粗大ごみ処理施設	建築延床面積	2,519㎡	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	23t/5h	
	処理方式	燃やさないごみ:回転式破碎+磁選別+粒度選別+アルミ選別+風力選別	
		粗大ごみ:二軸せん断式破碎+回転式破碎+磁選別+粒度選別 +アルミ選別+風力選別	
		缶・びん:手選別+磁選別+アルミ選別+圧縮 ダンボール・紙パック:圧縮梱包	
リサイクル施設	建築延床面積	960.9㎡(工場部門:652.86㎡、啓発部門308.04㎡)	
	竣工年月	平成16年6月	
	処理能力	6t/5h	
	処理方式	ペットボトル:手選別+圧縮梱包	
		その他紙製容器包装:手選別+圧縮梱包	
その他プラ製容器包装:手選別+圧縮梱包			
施設名称		赤穂市不燃物最終処分場	
所在地		赤穂市周世1297番地100	
剪定木破碎処理施設	竣工年月	平成10年3月	
	処理能力	10~60m ³ /h	
	処理方式	二軸せん断式破碎(移動型)、平成30年2月破碎機更新	

表 3.2.3 ごみ種別の処理方法

ごみの種類		施設名称	処理方式	竣工年月	処理能力
燃やすごみ		ごみ焼却施設	流動床式焼却	H6.3	80t/日
		灰固化施設	セメント固化処理	H8.3	9t/日
燃やさないごみ		粗大ごみ処理施設	破碎・選別	H8.3	23t/日
粗大ごみ					
資源ごみ	缶・びん・紙ごみ		選別・圧縮		
	ダンボール		圧縮・梱包		
	紙パック	選別			
	その他紙製容器包装	リサイクル施設	選別・圧縮・梱包	H16.6	6t/日
	その他プラスチック製容器包装				
ペットボトル					
環境ごみ	埋立ごみ	不燃物最終処分場	—	S59.12	227,500m ³ (埋立容量)
	剪定木	剪定木破碎処理施設	破碎	H10.3 H30.2更新	10~60m ³ /h

③ 最終処分体制

本市の最終処分場は、表 3.2.4 に示すとおり、昭和 59 年度から埋立を開始し、焼却残渣、破碎処理残渣、環境ごみ（埋立ごみ）を埋立処分しています。埋立残容量は約 15 年程度となっています。

表 3.2.4 最終処分場の概要

施設名称	赤穂市不燃物最終処分場	
所在地	赤穂市周世1297番地100	
不燃物最終処分場	竣工年月	昭和59年12月
	敷地面積	154,000m ²
	埋立面積	35,200m ²
	埋立容量	227,500m ³
	埋立対象	一般廃棄物(不燃ごみ)・上下水道汚泥
	浸出水	処理能力: 66m ³ /日(日平均)
	処理施設	処理方式: 回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭処理

④ ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 3.2.1 に示すとおりで、分別品目別に焼却施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設等で処理を行い、資源化や最終処分を行っています。また、各施設の配置位置は図 3.2.2 に示すとおりです。

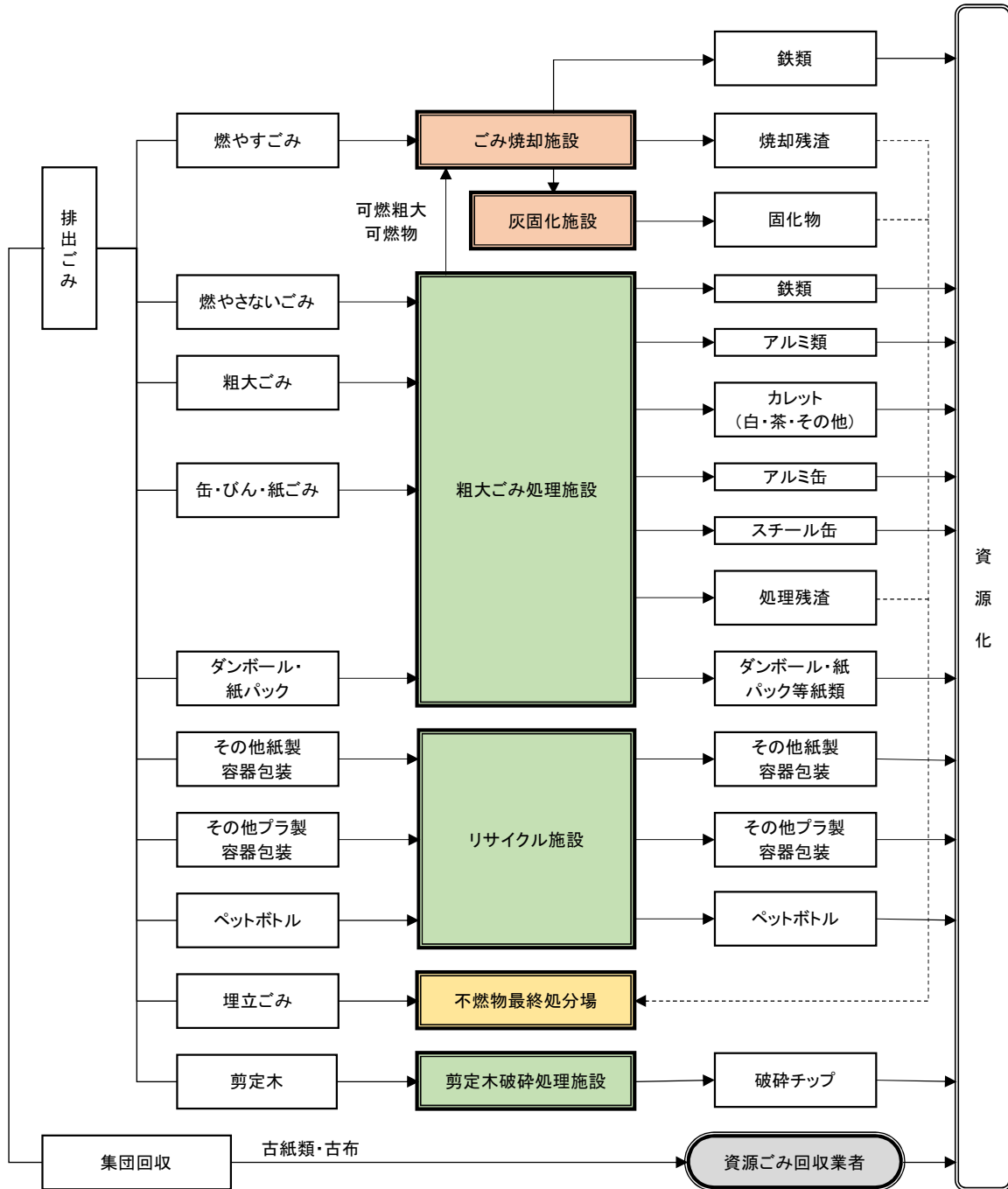


図 3.2.1 ごみ処理フロー



図 3.2.2 ごみ処理施設の位置

⑤ ごみ減量化・資源化に係る補助制度等

ア 生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する者に対し、「赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱」により費用の一部を補助しており、その概要は表 3.2.5 に示すとおりです。

表 3.2.5 生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱の概要

制度の目的	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する者に対し、助成金を交付することにより、住民の容器等の購入を容易にし、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
助成金の額	購入価格の2分の1 生ごみ堆肥化容器上限3,000円、生ごみ処理機上限20,000円 ※助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 ※生ごみ堆肥化容器1世帯につき2基、生ごみ処理機1世帯につき1基

出典：赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱(平成4年9月22日訓令甲第29号)

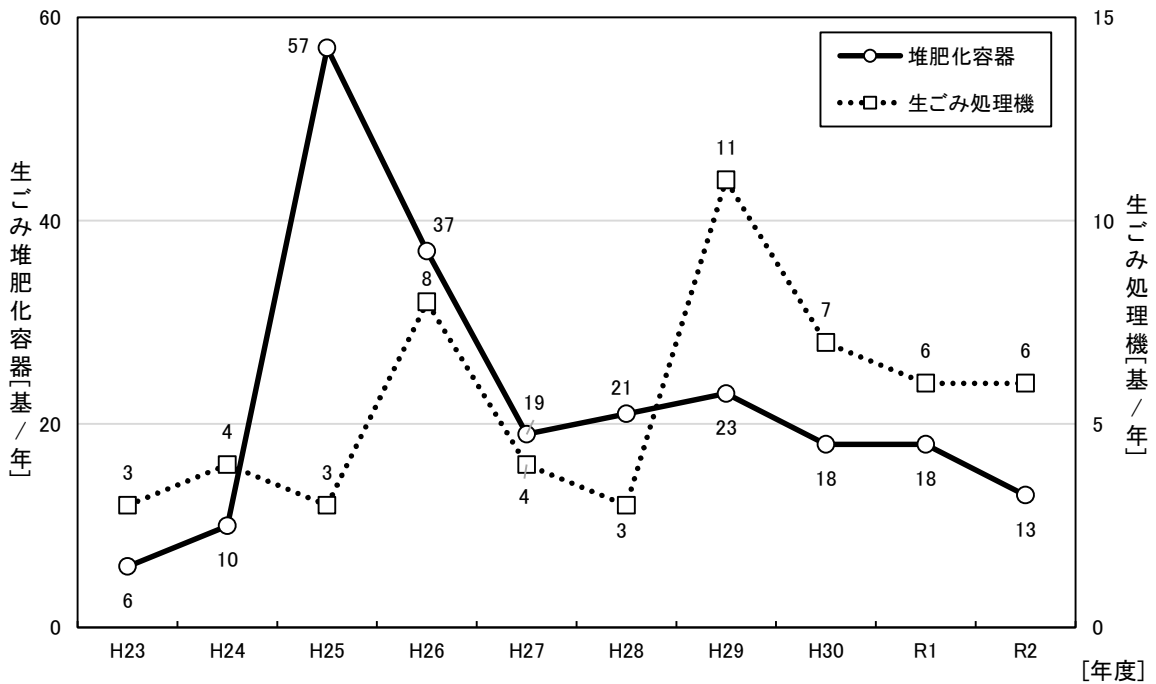


図 3.2.3 生ごみ堆肥化容器等購入助成金の実績推移

イ 資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

本市では、ごみの減量化と資源化を図るため、市内の市民団体が行う資源ごみ集団回収に対し、「赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」により奨励金を交付しています。この要綱により回収した資源ごみを本計画では集団回収としています。交付要綱の概要は表 3.2.6 に示すとおりです。

表 3.2.6 資源ごみ集団回収奨励金交付要綱の概要

制度の内容	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源ごみ集団回収に対し、奨励金を交付する。		
奨励金交付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね自治会を単位とする規模の団体であること。 ・原則として、年4回以上資源ごみ集団回収を実施する団体であること。 ・営業を目的としない団体であること。 		
奨励金の額	品目	区分	補助金
	紙類	新聞紙	4円/kg
		雑誌	
		ダンボール	
		牛乳パック	
布類	—		

出典：赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱(平成2年9月30日訓令甲第27号)

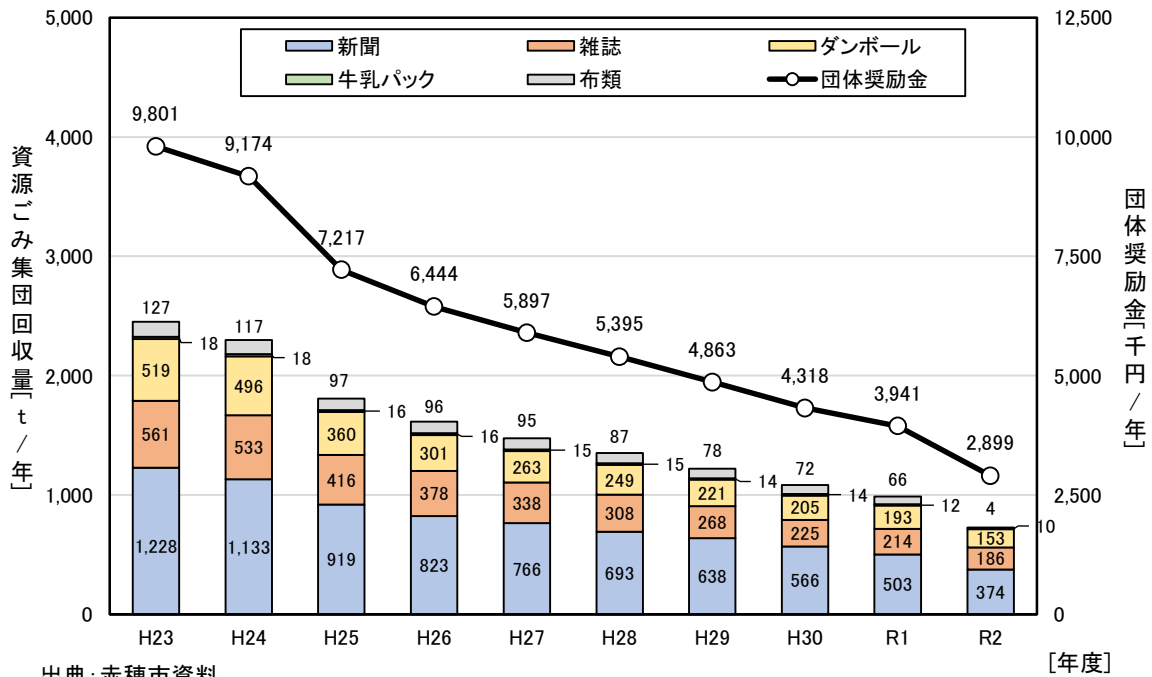


図 3.2.4 資源ごみ集団回収量及び奨励金の実績推移

表 3.2.7 資源ごみ集団回収量及び奨励金の実績推移

		[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	新聞	t/年	1,228	1,133	919	823	766	693	638	566	503	374
	雑誌	t/年	561	533	416	378	338	308	268	225	214	186
	ダンボール	t/年	519	496	360	301	263	249	221	205	193	153
	牛乳パック	t/年	18	18	16	16	15	15	14	14	12	10
	布類	t/年	127	117	97	96	95	87	78	72	66	4
	合計	t/年	2,453	2,297	1,808	1,614	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727
団体奨励金		千円/年	9,801	9,174	7,217	6,444	5,897	5,395	4,863	4,318	3,941	2,899

出典：赤穂市資料

ウ 高齢者等ごみ出し支援実施要綱

本市では、高齢者や障がいのある人等のうち、日常生活で家庭から排出される一般廃棄物をごみステーションまで自ら搬出することが困難な世帯に対して、「赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱」により、ごみの戸別収集を実施し、ごみ出しに係る負担を軽減しています。その概要は表 3.2.8 に示すとおりです。

表 3.2.8 高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱の概要

制度の内容	日常生活に伴い家庭から排出される一般廃棄物を自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集を実施する。
対象世帯	市内に住所を有し、かつ居住している世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯 (1)ひとり暮らしの高齢者又は高齢者で構成される世帯であって、介護保険サービスの訪問介護を利用している世帯 (2)ひとり暮らしの障がい者又は障がい者で構成される世帯であって、障害福祉サービスの居宅介護を利用している世帯 (3)(1),(2)に規定する世帯に準ずる世帯として市長が特に必要と認めた世帯
収集方法	・あらかじめ市長が指定する家屋外の場所に設置した容器へごみを搬出する。 ・週に1回収集する。 ・戸別収集を行う美化センター職員は、利用世帯の家屋内に立ち入って収集しない。 ・市長はごみの排出場所について、利用世帯と協議のうえ変更することができる。

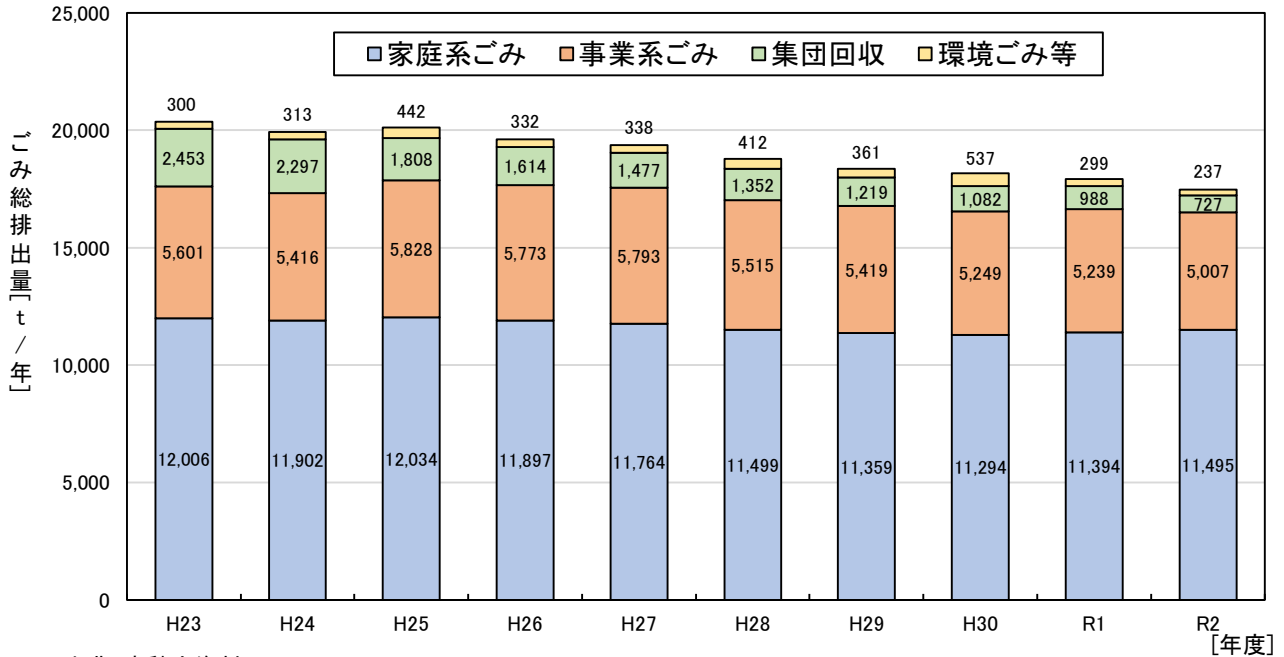
出典：赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱(平成27年6月17日訓令甲第41号)

(2) ごみの排出状況

① ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 3.2.5 及び表 3.2.9 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 7 割、事業系ごみが約 3 割の構成となっています。家庭系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向にあります。



出典：赤穂市資料

図 3.2.5 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 3.2.9 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

[年度]	単位：t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系ごみ	12,006	11,902	12,034	11,897	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495
事業系ごみ	5,601	5,416	5,828	5,773	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007
集団回収	2,453	2,297	1,808	1,614	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727
環境ごみ等	300	313	442	332	338	412	361	537	299	237
ごみ総排出量	20,360	19,928	20,112	19,616	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466

出典：赤穂市資料

② 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、直営により収集されるごみ（直営収集ごみ）と、市民が自らごみ処理施設へ搬入するごみ（直接搬入ごみ）に区分され、図 3.2.6 及び表 3.2.10 に示すとおり、大部分が直営収集ごみとなっています。

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.2.7 及び表 3.2.11 に示すとおりです。燃やすごみは減少傾向、燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみはほぼ横ばいで推移し、全体としては減少傾向にあります。粗大ごみについては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は増加となりました。

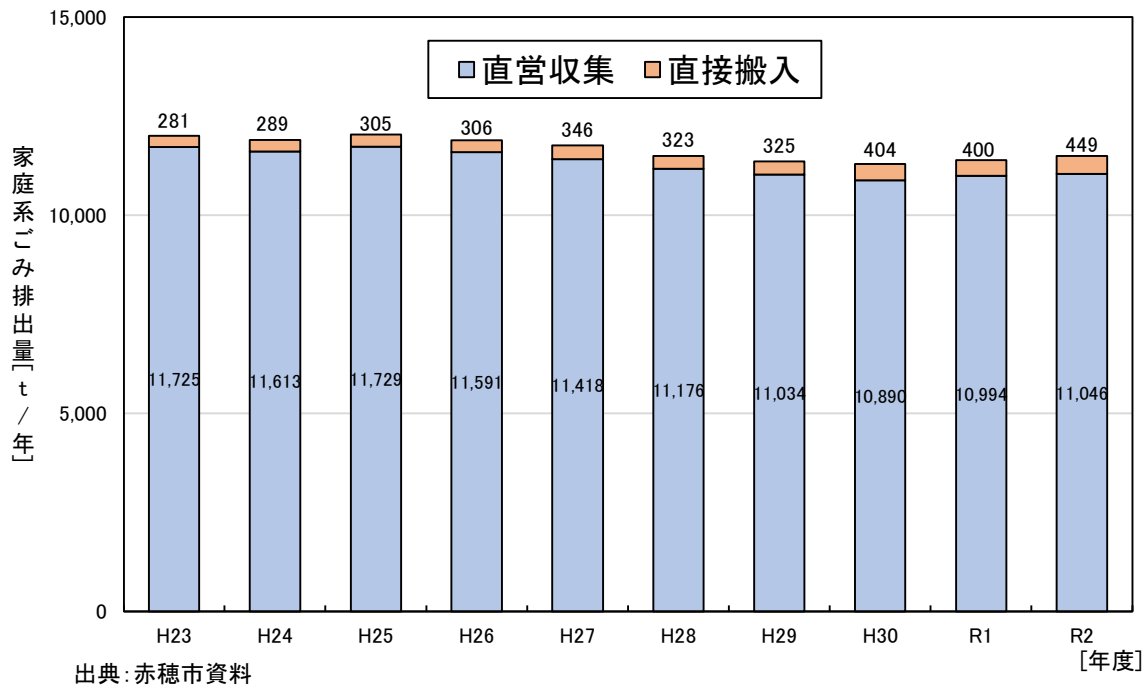


図 3.2.6 家庭系ごみの収集形態別排出量の推移

表 3.2.10 家庭系ごみの収集形態別排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
直営収集	11,725	11,613	11,729	11,591	11,418	11,176	11,034	10,890	10,994	11,046
直接搬入	281	289	305	306	346	323	325	404	400	449
家庭系ごみ排出量	12,006	11,902	12,034	11,897	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495

出典: 赤穂市資料

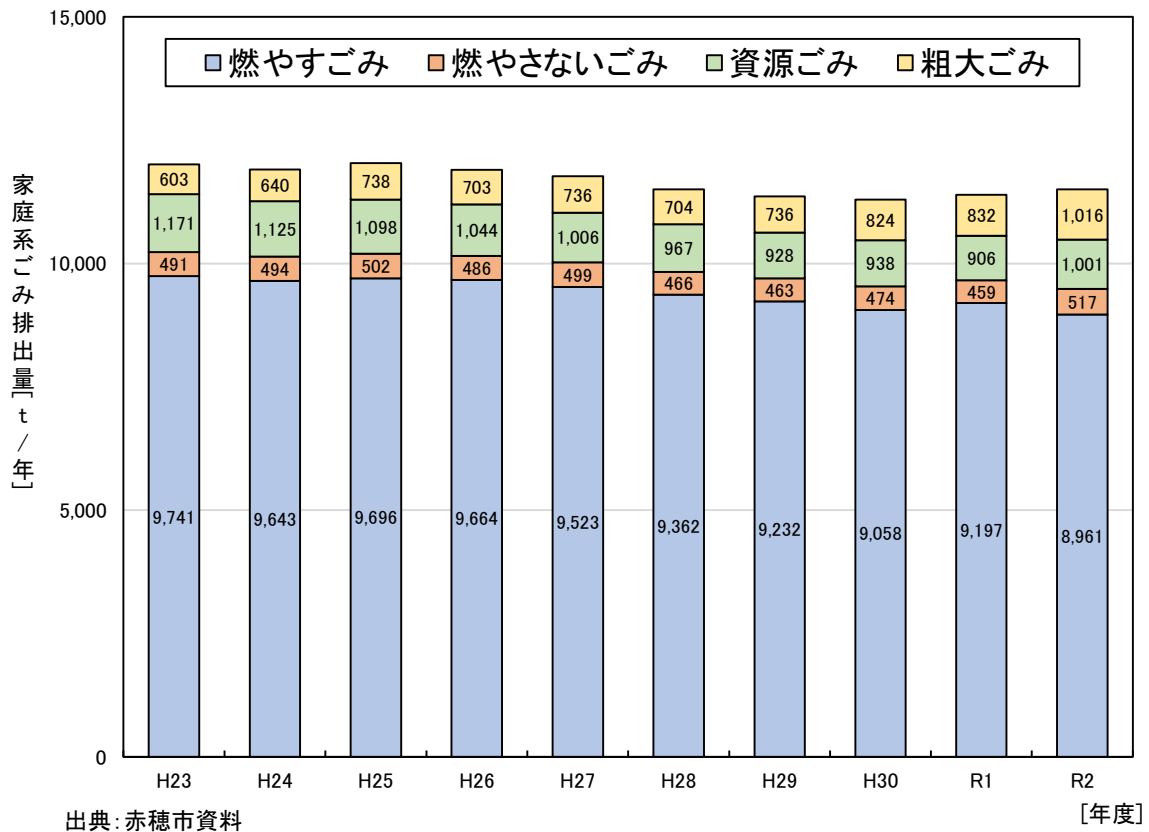


図 3.2.7 ごみ種類別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.2.11 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

[年度]	単位:t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やすごみ	9,741	9,643	9,696	9,664	9,523	9,362	9,232	9,058	9,197	8,961
燃やさないごみ	491	494	502	486	499	466	463	474	459	517
資源ごみ	1,171	1,125	1,098	1,044	1,006	967	928	938	906	1,001
粗大ごみ	603	640	738	703	736	704	736	824	832	1,016
家庭系ごみ排出量	12,006	11,902	12,034	11,897	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495

出典: 赤穂市資料

③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、収集は行っておらず、全量が排出事業者から収集運搬の委託を受けた許可業者による収集（許可業者収集）又は排出事業者により直接搬入されます（図 3.2.8 及び表 3.2.12 参照）。

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.9 及び表 3.2.13 に示すとおりです。事業系ごみの大部分は燃やすごみで減少傾向、燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみはほぼ横ばいで推移しており、全体としては減少傾向にあります。

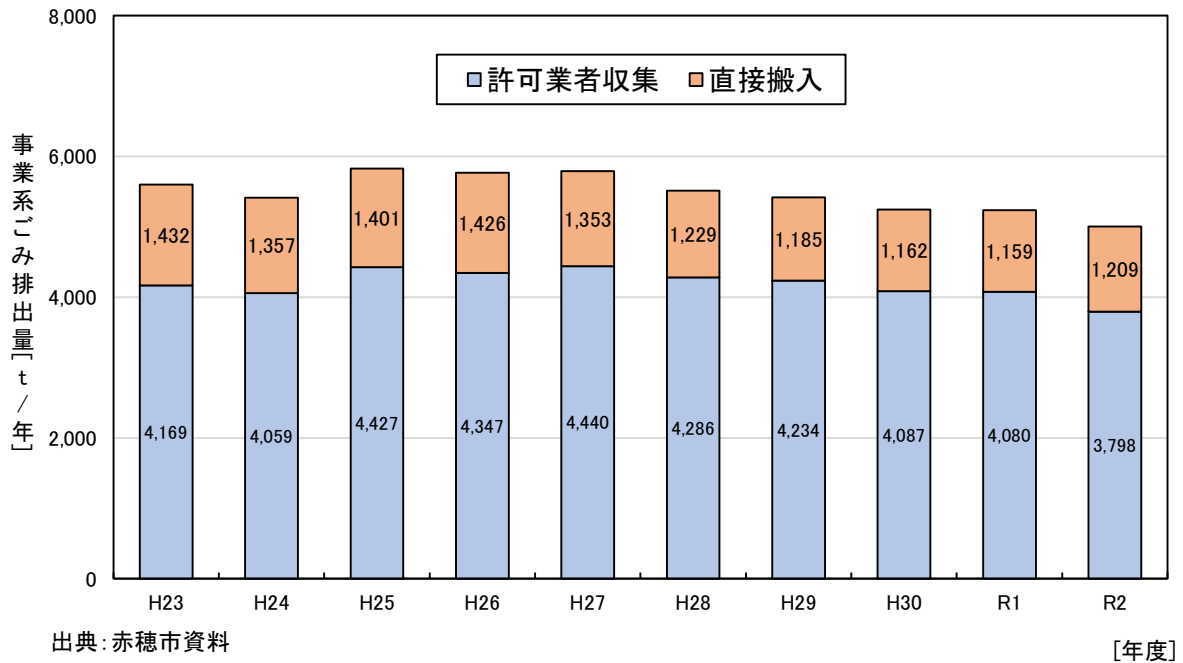


図 3.2.8 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

表 3.2.12 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

[年度]	単位: t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
許可業者収集	4,169	4,059	4,427	4,347	4,440	4,286	4,234	4,087	4,080	3,798
直接搬入	1,432	1,357	1,401	1,426	1,353	1,229	1,185	1,162	1,159	1,209
事業系ごみ排出量	5,601	5,416	5,828	5,773	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007

出典: 赤穂市資料

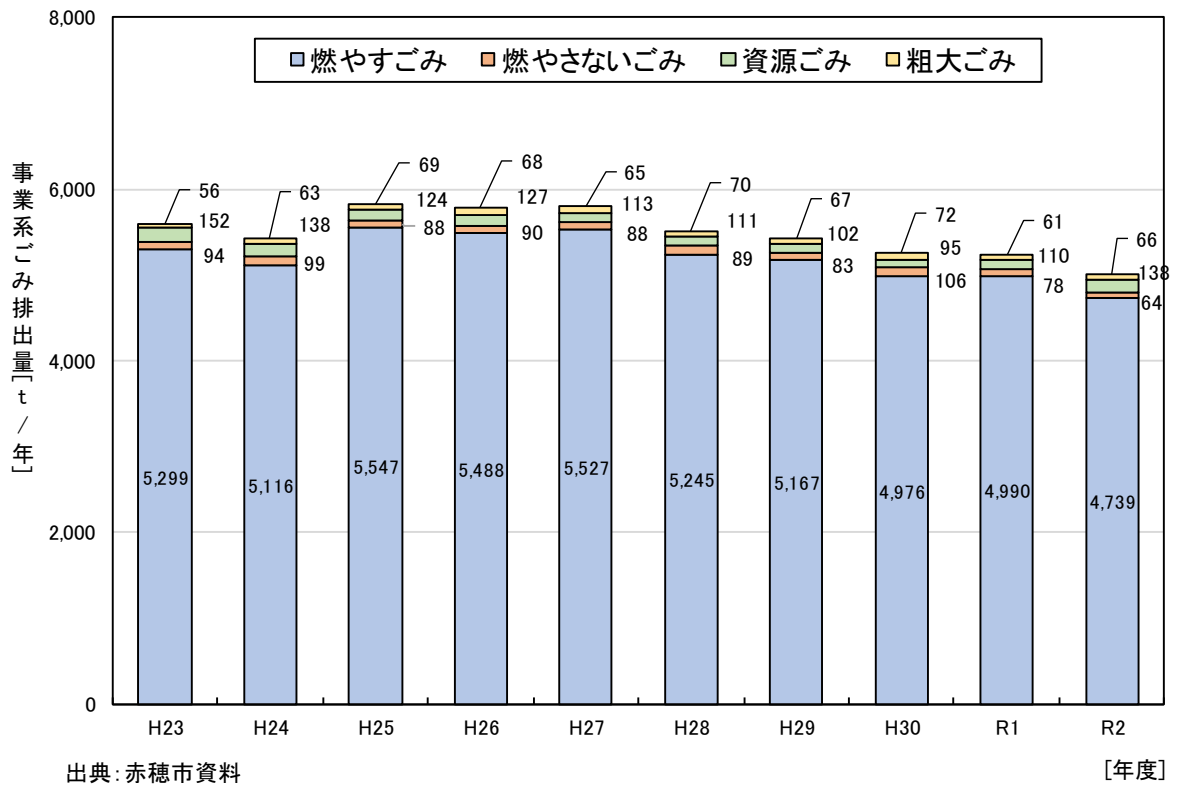


図 3.2.9 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

表 3.2.13 ごみ種別事業系ごみ排出量の推移

[年度]	単位: t/年									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
燃やすごみ	5,299	5,116	5,547	5,488	5,527	5,245	5,167	4,976	4,990	4,739
燃やさないごみ	94	99	88	90	88	89	83	106	78	64
資源ごみ	152	138	124	127	113	111	102	95	110	138
粗大ごみ	56	63	69	68	65	70	67	72	61	66
事業系ごみ排出量	5,601	5,416	5,828	5,773	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007

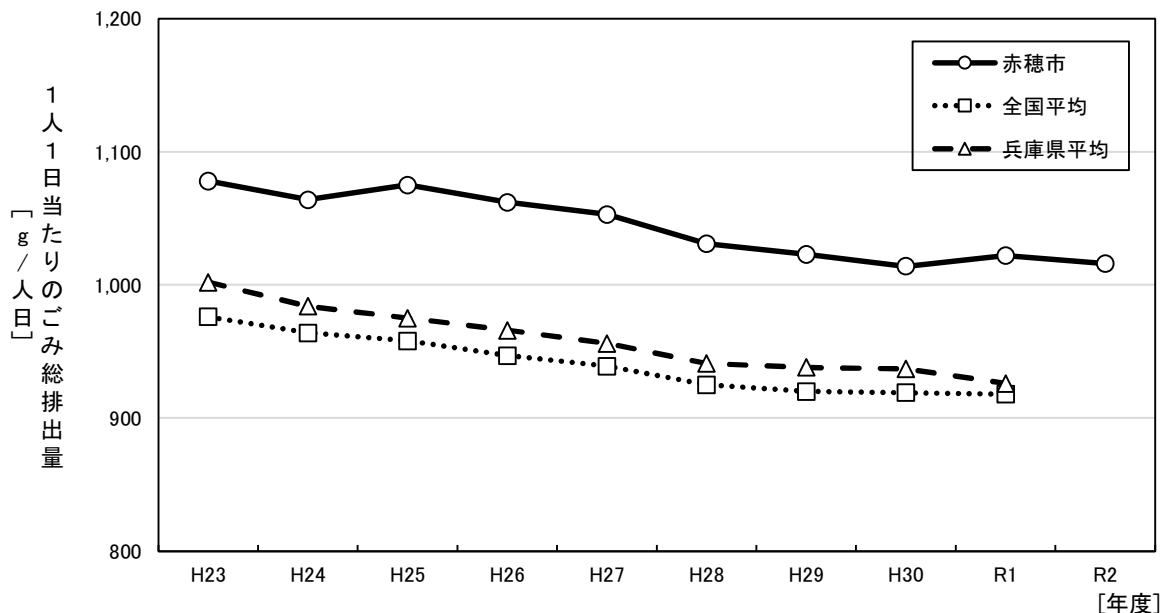
出典: 赤穂市資料

④ 排出量の原単位

ア 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数などで除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 3.2.10及び表 3.2.14に示すとおりです。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は概ね減少傾向にありますが、兵庫県平均や全国平均と比較して多い状況にあります。



出典: 赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 赤穂市のごみ総排出量は、全国平均及び兵庫県平均との比較のため、環境ごみ等を除く

図 3.2.10 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.2.14 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

[年度]	単位: g/人日									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
赤穂市	1,078	1,064	1,075	1,062	1,053	1,031	1,023	1,014	1,022	1,016
全国平均	976	964	958	947	939	925	920	919	918	—
兵庫県平均	1,002	984	975	966	956	941	938	937	926	—

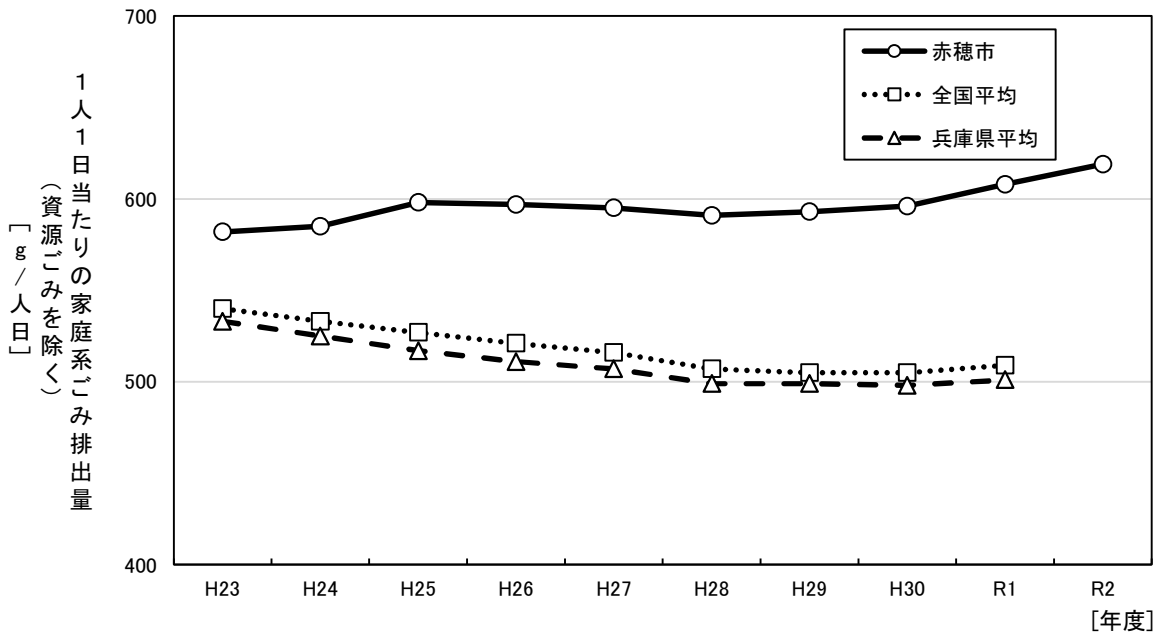
出典: 赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 赤穂市のごみ総排出量は、全国平均及び兵庫県平均との比較のため、環境ごみ等を除く

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

国や兵庫県の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本市の資源ごみを除いた排出量について、兵庫県平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図 3.2.11 及び表 3.2.15 に示すとおりです。本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、ごみ総排出量と同様に兵庫県平均や全国平均と比較して多い状況にあります。



出典：赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.11 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

表 3.2.15 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

単位：g/人日

[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
赤穂市	582	585	598	597	595	591	593	596	608	619
全国平均	540	533	527	521	516	507	505	505	509	—
兵庫県平均	533	525	517	511	507	499	499	498	501	—

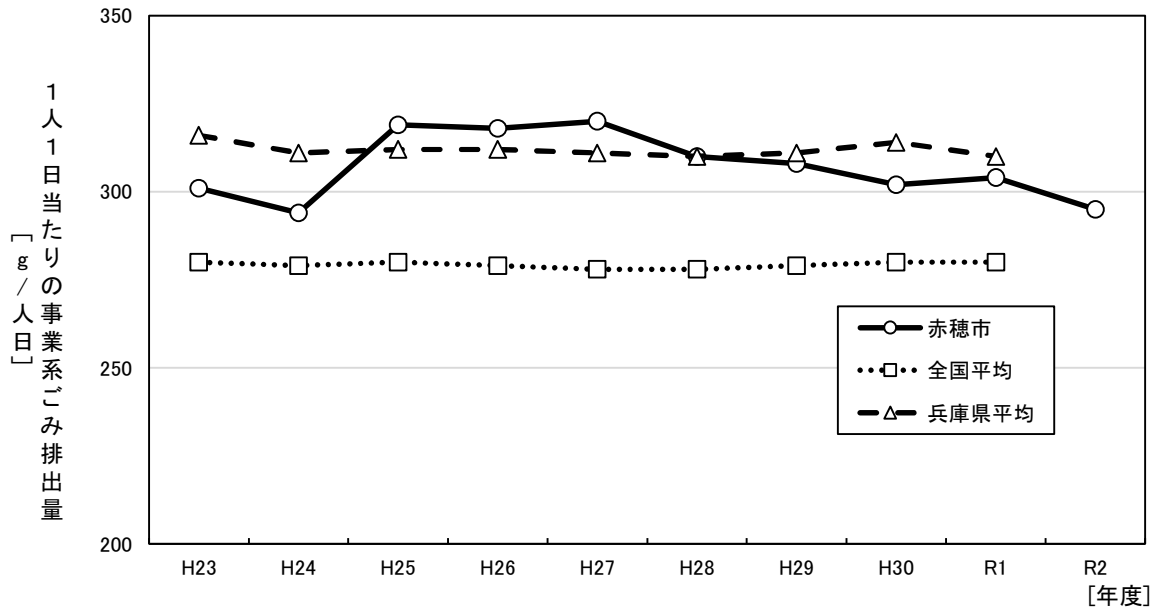
出典：赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)家庭系ごみは資源ごみを除く

ウ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.12 及び表 3.2.16 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、全国平均より多いものの兵庫県平均と同程度となっています。



出典: 赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.12 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.2.16 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

単位: g/人日

[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
赤穂市	301	294	319	318	320	310	308	302	304	295
全国平均	280	279	280	279	278	278	279	280	280	—
兵庫県平均	316	311	312	312	311	310	311	314	310	—

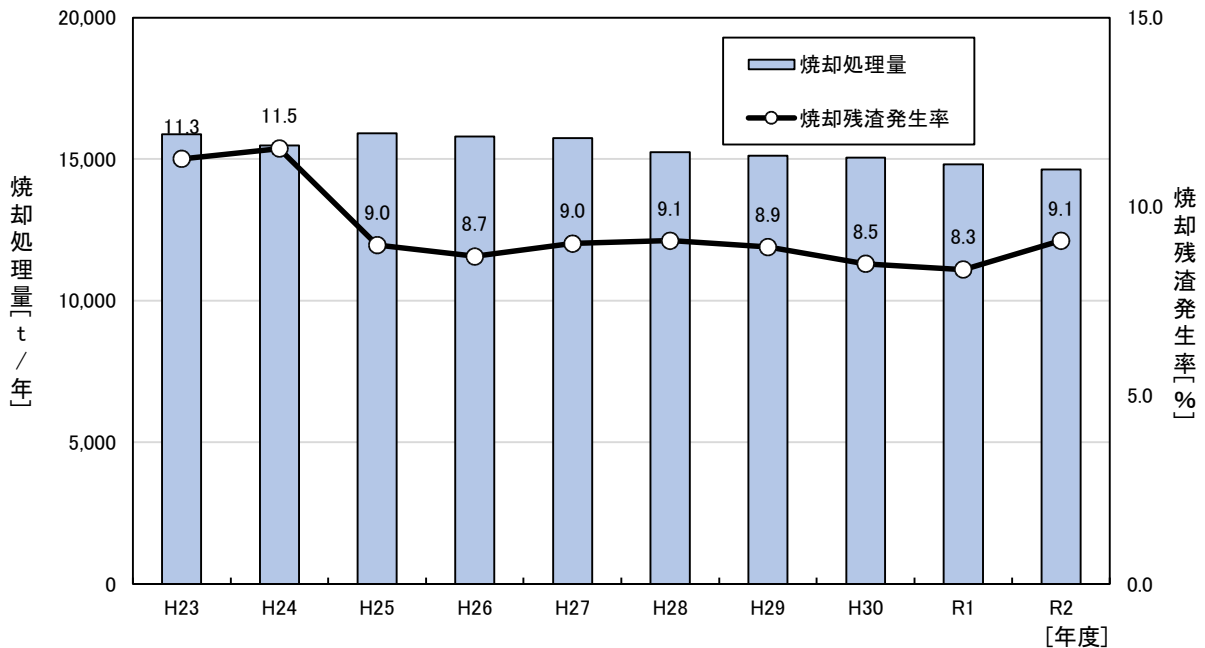
出典: 赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(3) ごみの処理状況

① 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 3.2.13 及び表 3.2.17 に示すとおりです。

焼却処理量は減少傾向にあります。また、焼却残渣発生率は令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度は若干増加しています。



出典: 赤穂市資料

図 3.2.13 焼却処理量等の推移

表 3.2.17 焼却処理量等の推移

	[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
焼却処理量	[t/年]	15,872	15,477	15,918	15,808	15,743	15,249	15,116	15,059	14,808	14,631
焼却残渣量	[t/年]	1,787	1,785	1,429	1,371	1,419	1,386	1,349	1,277	1,233	1,330
焼却残渣発生率	[%]	11.3	11.5	9.0	8.7	9.0	9.1	8.9	8.5	8.3	9.1

出典: 赤穂市資料

② 燃やすごみの性状

燃やすごみの性状は、表 3.2.18 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 49% を占めています。次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類約 27%、厨芥類約 10% となっています。

低位発熱量は約 2,100kcal/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 48%、可燃分が約 47% を占めています。

表 3.2.18 燃やすごみの性状

	可燃ごみ組成						ごみの3成分			低位発熱量	その他
	紙類・布類	ビニール・合成樹脂・皮革類	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	水分	灰分	可燃分	実測値	単位体積重量
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	kg/m ³
平成28年度	49.5	26.2	7.4	10.5	3.7	2.8	49.3	5.9	44.9	1,985	172
平成29年度	51.7	23.6	9.6	9.2	2.7	3.3	47.3	5.5	47.2	2,130	125
平成30年度	49.3	29.1	6.7	10.5	0.6	3.9	47.6	4.6	47.8	2,230	132
令和元年度	49.7	27.5	8.3	9.5	1.1	3.9	47.7	4.8	47.6	2,155	162
令和2年度	44.4	27.0	12.9	8.4	2.9	4.5	48.2	5.5	46.4	2,075	142
総平均値	48.9	26.7	9.0	9.6	2.2	3.7	48.0	5.2	46.8	2,115	147
最大値	58.3	41.4	21.5	16.7	9.4	9.0	50.9	8.0	50.8	2,610	202
最小値	39.4	17.6	1.1	3.9	0.1	1.3	44.7	3.1	43.5	1,790	101

出典：ごみ質・排ガス測定等業務委託報告書(赤穂市)

注1)各年度のごみ質は、年4回測定 of 平均値

注2)総平均値、最大値及び最小値は、全ての測定値の平均値、最大値及び最小値

③ 資源化の状況

資源化量及び資源化率の推移は、図 3.2.14 及び表 3.2.19 に示すとおりです。

資源化量及び資源化率は、集団回収量の減少を受け、全体として減少傾向で推移しています。また、資源化率も令和元年度約 15% と減少傾向で、全国平均を下回っていますが、兵庫県平均と同程度となっています。

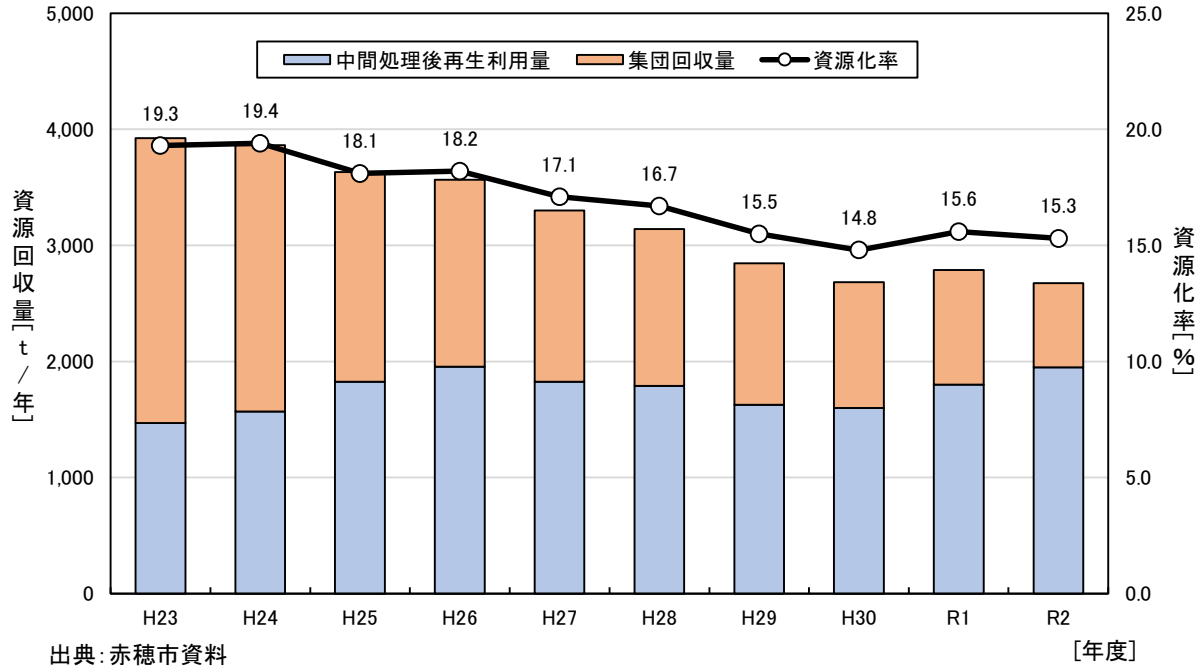


図 3.2.14 資源化量等の推移

表 3.2.19 資源化量等の推移

[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量[t/年]	20,360	19,928	20,112	19,616	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466
資源化量[t/年]	3,925	3,865	3,633	3,568	3,303	3,142	2,846	2,682	2,789	2,676
直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後再生利用量	1,472	1,568	1,825	1,954	1,826	1,790	1,627	1,600	1,801	1,949
集団回収量	2,453	2,297	1,808	1,614	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727
資源化率 [%]										
赤穂市	19.3	19.4	18.1	18.2	17.1	16.7	15.5	14.8	15.6	15.3
兵庫県平均	17.4	16.7	16.7	16.8	16.6	16.8	16.9	16.7	15.7	—
全国平均	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	—

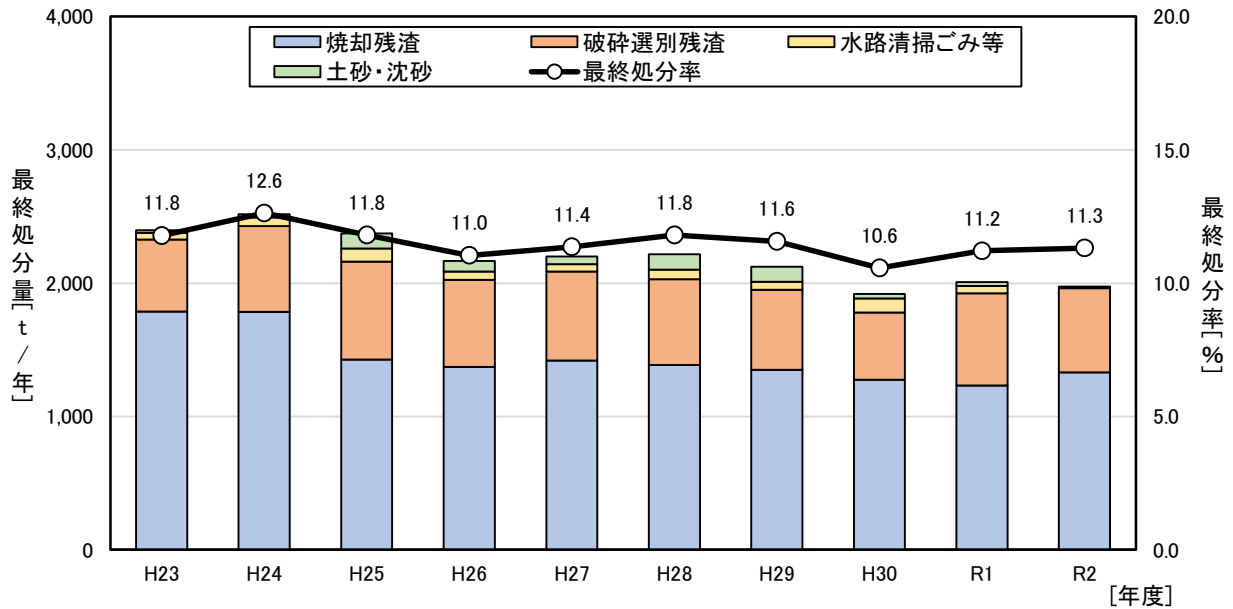
出典1)兵庫県平均、全国平均以外: 赤穂市資料

出典2)兵庫県平均、全国平均: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

④ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 3.2.15 及び表 3.2.20 に示すとおりです。

焼却残渣は減少傾向で、全体としても減少傾向にあります。また、最終処分率は約 11% で概ね横ばいで推移しています。



出典: 赤穂市資料

図 3.2.15 最終処分量等の推移

表 3.2.20 最終処分量等の推移

[年度]		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
ごみ総排出量[t/年]		20,360	19,928	20,112	19,616	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466
最終処分量[t/年]		2,398	2,517	2,374	2,166	2,201	2,217	2,123	1,919	2,009	1,976
	焼却残渣	1,787	1,785	1,428	1,371	1,419	1,386	1,349	1,277	1,233	1,330
	破碎選別残渣	539	644	734	654	669	644	601	504	690	632
	水路清掃ごみ等	53	65	99	63	54	72	61	104	56	8
	土砂・沈砂	19	23	113	78	59	115	112	34	30	6
最終処分率 [%]	赤穂市	11.8	12.6	11.8	11.0	11.4	11.8	11.6	10.6	11.2	11.3
	兵庫県平均	12.4	13.4	12.8	12.4	11.9	11.6	11.0	11.1	11.1	—
	全国平均	10.6	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	—

出典1) 兵庫県平均、全国平均以外: 赤穂市資料

出典2) 兵庫県平均、全国平均: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

⑤ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 3.2.16、図 3.2.17 及び表 3.2.21 に示すとおりです。

ごみ処理施設の建設・改良費を含むごみ処理経費は、令和2年度で年間約6億円となっており、一般会計決算額（歳出）に占める割合は約2.4%です。また、1人当たりの処理及び維持管理費は、年間約10千円/人程度で推移しています。

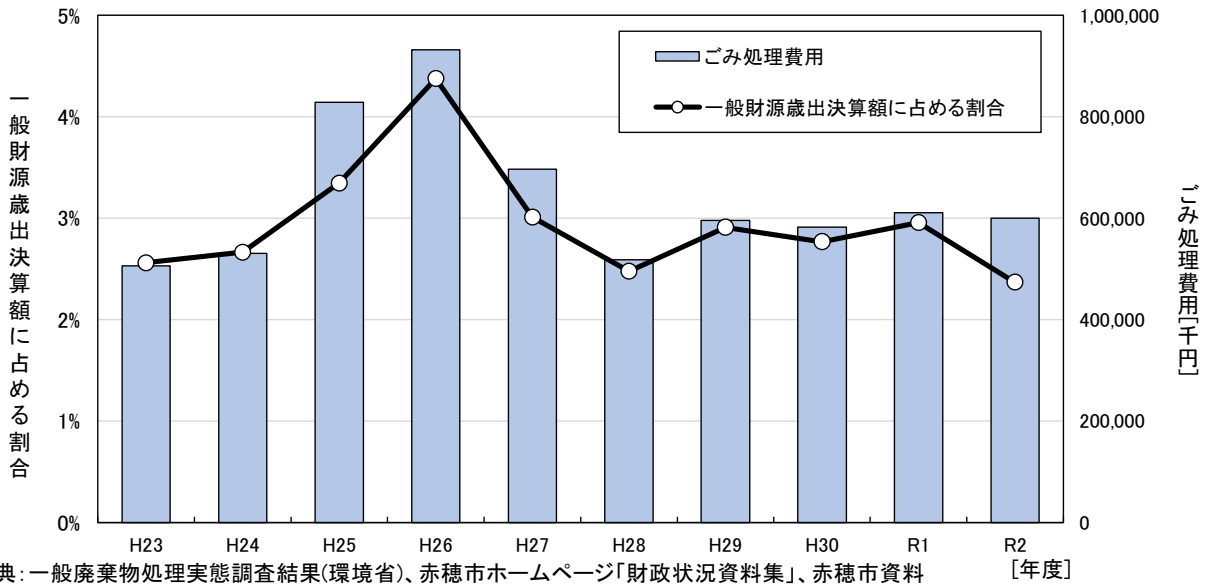


図 3.2.16 ごみ処理経費の一般財源歳出決算額に占める割合の推移

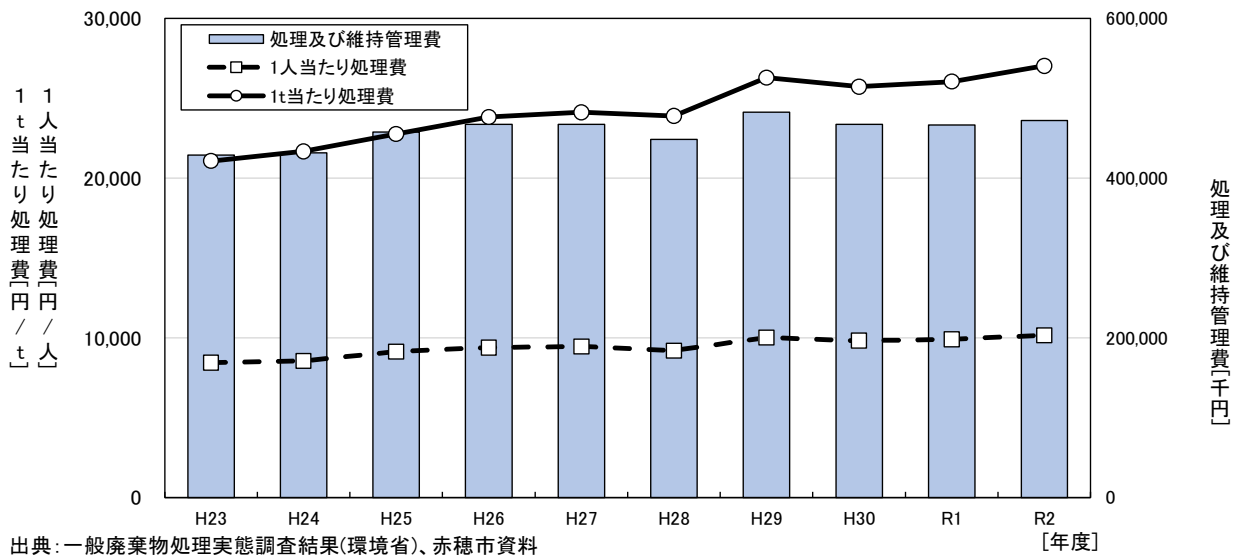


図 3.2.17 ごみ処理経費の推移

表 3.2.21 ごみ処理経費の推移

		[年度]	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処理施設	59,061	84,999	354,476	453,944	214,580	59,899	94,484	107,373	137,248	121,847		
		最終処分場	4,966	2,572	6,942	2,484	6,582	2,581	6,052	2,065	1,812	1,797		
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計		64,027	87,571	361,418	456,428	221,162	62,480	100,536	109,438	139,060	123,644		
	ごみ処理費用〔千円〕	人件費	一般職	37,614	43,858	44,562	45,881	43,903	37,403	43,370	39,114	39,688	38,280	
			処理費	収集運搬費	126,535	126,867	122,383	118,198	127,840	126,849	120,060	118,842	117,284	114,381
				中間処理費	67,613	40,253	41,509	43,077	38,301	35,430	36,493	36,389	39,026	36,826
				最終処分費	15,771	15,793	15,075	16,499	15,052	17,060	17,540	18,529	18,137	17,940
		処理費	収集運搬費	13,892	12,730	13,589	16,402	14,741	13,668	12,926	12,587	13,217	13,236	
中間処理費			70,840	71,812	86,692	93,491	90,391	87,385	121,043	101,981	105,370	95,705		
最終処分費			12,968	11,325	10,718	11,596	10,730	13,881	10,740	10,451	10,807	11,777		
車両等購入費		10,720	14,394	12,226	13,026	14,593	5,952	9,590	15,614	7,291	11,998			
委託費		収集運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	193	
		中間処理費	69,982	91,220	110,567	108,376	110,010	110,924	108,535	111,174	115,090	129,269		
		最終処分費	583	3,717	567	903	773	0	724	708	695	924		
		その他	2,566	39	97	58	1,020	89	1,724	1,945	104	1,621		
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(a)小計		429,084	432,008	457,985	467,507	467,354	448,641	482,745	467,334	466,709	472,150			
その他		12,779	10,667	8,767	8,147	7,343	6,780	11,878	5,688	5,221	4,267			
合計(b)		505,890	530,246	828,170	932,082	695,859	517,901	595,159	582,460	610,990	600,061			
(c)行政区域内人口[人](3月末)		50,835	50,512	50,115	49,769	49,407	48,788	48,177	47,612	47,121	46,445			
(d)ごみ総排出量[t/年]		20,360	19,928	20,112	19,616	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466			
(e)一般会計決算額(歳出)[千円]		19,764,521	19,905,642	24,764,033	21,304,206	23,118,143	20,912,531	20,458,679	21,051,393	20,666,247	25,344,204			
(f)1人当たり処理費[円/人] ((a)×1000÷(c))		8,441	8,553	9,139	9,394	9,459	9,196	10,020	9,815	9,904	10,166			
(g)1t当たり処理費[円/t] ((a)×1000÷(d))		21,075	21,678	22,772	23,833	24,125	23,892	26,296	25,731	26,044	27,033			
(h)一般会計決算額(歳出)に占める割合 ((b)÷(e)×100)		2.56%	2.66%	3.34%	4.38%	3.01%	2.48%	2.91%	2.77%	2.96%	2.37%			

出典1)一般会計決算額(歳出): 赤穂市ホームページ「財政状況資料集」

出典2)一般会計決算額(歳出)以外: 赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

3.3 前計画の施策の実施状況等

前計画の施策の実施状況については、表 3.3.1 及び表 3.3.2 に示すとおりです。

表 3.3.1 前計画の施策の実施状況（その1）

【排出抑制・資源化計画】		
施策	施策の実施状況(実績等)	
(1) 排出抑制のための取組	①啓発・情報提供の充実	「広報あこう」やホームページ及び公式LINEを通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を行っています。分かりやすく、見やすいごみ収集日程表の作成に努めるとともに、平成30年10月に品目入力により分別方法が検索できる「ごみ分別辞典」webサイトを開設しました。また、出前講座「早かごセミナー」に申込みがあった自治会等へごみ処理の現状と減量・分別・資源化についての情報提供を行いました。
	②環境教育・学習の充実	ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、学校や消費者協会等の各種団体と連携し、こども啓発セミナー（サマースクール）やごみ処理施設見学会を開催しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、各学校中止となりましたので、美化センター施設紹介DVDを授業で視聴し、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について生徒たちに学んでもらいました。
	③ごみ減量化のための支援制度の充実	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する市民に対して助成金を交付しています。堆肥化容器については、購入金額の1/2、3,000円を限度とし、処理機については購入金額の1/2、20,000円を限度として助成しています。また、資源ごみの集団回収を行っている自治会、子ども会、PTAなど営利を目的としない登録団体に、回収した資源ごみ（紙類、布類）1kg当たり4円の奨励金を交付しています。
	④事業所に対する排出抑制指導体制の整備	事業者向けのパンフレット等を作成するため、研究、調査をしています。
	⑤ごみ処理施設への搬入時監視体制の強化	ごみを受け入れる際に分別指導を行うとともに、適正処理困難物等の搬入の防止に努めています。また、適正処理困難物等の処分方法について案内をしています。
	⑥各種イベントの開催	ごみの減量・資源化に対する市民意識の向上のため、消費者協会と共催の「みんなの生活展」等において、啓発パネル等の展示や分別ごみ処理DVDの放映を行っています。
	⑦ごみ処理有料化の検討	過去には、ごみ減量のため有料化を検討した経緯はあるが、諸般の事情により見送りとなり、現在に至っています。ごみ処理有料化は、市民生活に大きな影響を与えることから、まずは、更なるごみの減量化、コスト削減に取り組んでいます。
	⑧減量化体制の整備	「ごみ問題対策等懇話会」や「量販店ごみ減量対策協議会」等の活動を推進し、ごみの減量・資源化再利用の具体的方策について研究するとともに、地域におけるごみの分別指導やごみの減量対策等実践活動を支援しています。
	⑨公共施設、公共事業における再生品等の使用促進	公共施設から排出されるごみの分別を徹底し、職員一人ひとりのごみの減量・資源化意識の向上に努めるとともに、環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進しています。
(2) 資源化計画	①容器包装等資源化の推進	容器包装10品目の缶（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）、紙パック、ダンボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルについては分別収集後、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設において選別、圧縮等の処理を行い資源化を行っています。また、令和2年4月から紙ごみの分別収集を開始し、資源化の向上を図りました。
	②中間処理での資源化の推進	燃やすごみは焼却処理後、残渣の中から鉄類の選別回収を行い、燃やさないごみ及び粗大ごみについては破碎選別処理を行い、鉄類及びアルミ類等の回収を行っています。これら鉄類及びアルミ類等を回収した後の焼却残渣については、平成25年度からセメント生成の原料としてリサイクルを図っています。

表 3.3.2 前計画の施策の実施状況（その2）

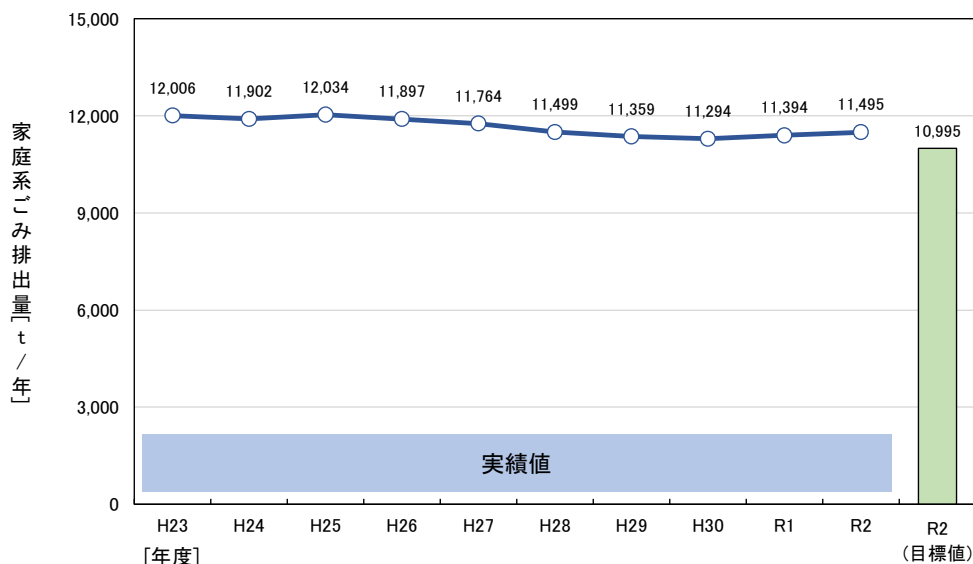
【ごみの適正処理計画】	
施策	施策の実施状況(実績等)
(1) 収集・運搬計画	①収集・運搬の方法 ①計画収集区域 本市全域を収集対象区域としています。 ②分別収集区分 分別収集区分は、必要に応じて見直しを行っています。 以前は燃やすごみとして収集していた紙類(封筒・コピー紙等)について、令和2年4月から「紙ごみ」として分別収集を開始しました。 ③収集・運搬の方法 収集・運搬については、必要に応じて見直しを行います。
	②新しい収集・運搬サービスの検討 ①大型ごみの有料戸別収集 大型ごみの戸別収集は実施していません。 ②有料訪問収集 有料訪問収集は実施していません。 平成27年度から、福祉部局と連携し、ごみステーションまでごみを持って行くことが困難な高齢者や障がい者等の世帯を対象に「高齢者等ごみ出し支援事業」として主に燃やすごみの戸別収集を開始しました。 対象者 市内に住所があり居住している方で、ごみ出しが困難な次のような世帯 (1)65歳以上で介護保険法に規定する要介護2以上の認定を受け、訪問介護を利用している者で構成されている世帯 (2)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持し、障害福祉サービスの居宅介護を利用している方で構成されている世帯
(2) 中間処理計画	①中間処理の方法 中間処理の方法は、現行の処理方法を継続しています。 また、更なる処理コストの削減を図るため、ごみ処理技術の動向に注意を払うとともに、民間活力の利用についても研究を行っています。
	②施設の整備 ごみ処理施設は運転開始後、ごみ焼却施設が27年、粗大ごみ処理施設は25年、リサイクル施設については17年が経過し、計画的な維持補修に努めており、平成25～27年度には大規模改修を行い施設の長寿命化を図っていますが、経年劣化による老朽化により処理機能に様々な支障が生じています。
(3) 最終処分計画	①最終処分の方法 最終処分の方法は、現行の処分方法を継続し、埋立量の減量化に努めるとともに、埋立対象物の安定的な処分を推進し、高度な公害防止対策を図っています。 なお、埋立対象物は、現行のとおり焼却処理残渣、破碎処理残渣、環境ごみ及び公共ごみとし、それらの再利用についても研究を行っています。
(4) その他の施策	①適正処理困難物等の取扱い ・適正処理困難物 「赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」において規定していますが、必要に応じて追加等の見直しを行うとともに、処理の方法等について、広報・啓発に努めています。 ・特別管理一般廃棄物 廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分・指定されており、処分方法についても定められています。 本市では、このうち感染性一般廃棄物について、専門の業者による処理を行うよう医療機関に指導しています。
	②資源物の抜き取り防止対策 本市で収集しているごみには多くの資源物が存在しており、中にはこれを無断で抜き取り利益を得ている事案が見受けられます。 この問題については、収集ごみからの資源物抜き取りに対する禁止条項を規定し、早朝からパトロールを実施する等の対応をしています。
	③災害時のごみ処理対策 震災や水害等の大規模災害発生時には、赤穂市地域防災計画及び赤穂市災害廃棄物処理計画に基づき適切に対処します。 また、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づき相互支援に努めています。
	④国等への働きかけ 容器包装リサイクル法における事業者負担割合の増加等拡大生産者責任の確立などを国や関係団体へ働きかけています。

3.4 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) ごみ総排出量

① 家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）の目標値の達成状況

家庭系ごみ排出量は、図 3.4.1 に示すとおり、平成 23 年度以降緩やかな減少傾向にありましたが、令和元年度以降若干の増加傾向となり、平成 22 年度比約 3% 削減の令和 2 年度目標値 10,995t/年は達成できませんでした。

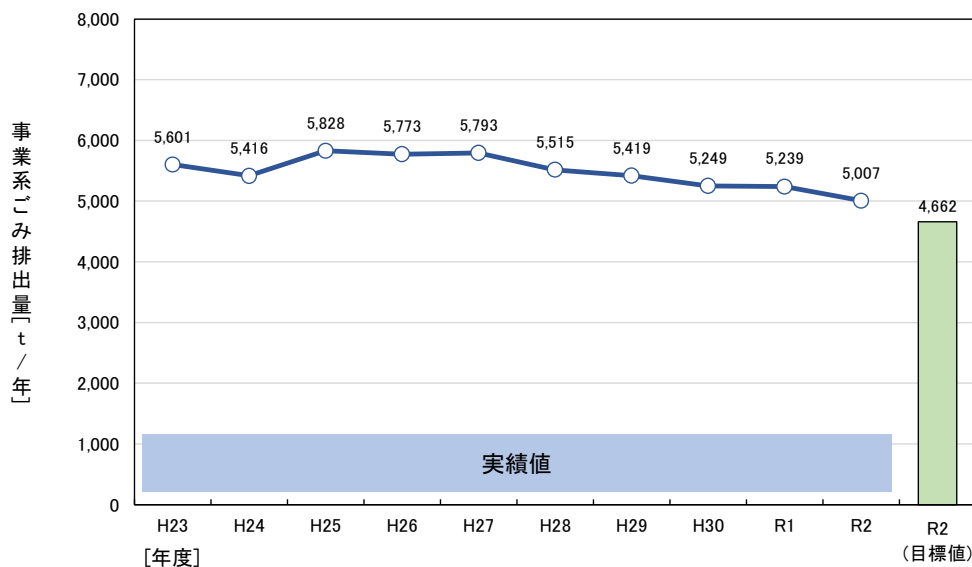


出典: 赤穂市資料

図 3.4.1 家庭系ごみ排出量の目標値の達成状況

② 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況

事業系ごみ排出量は、図 3.4.2 に示すとおり、平成 25 年度～平成 27 年度に一時増加しましたが、これ以降は減少傾向となりました。しかし、平成 22 年度比約 10%削減の令和 2 年度目標値 4,662t/年は達成できませんでした。

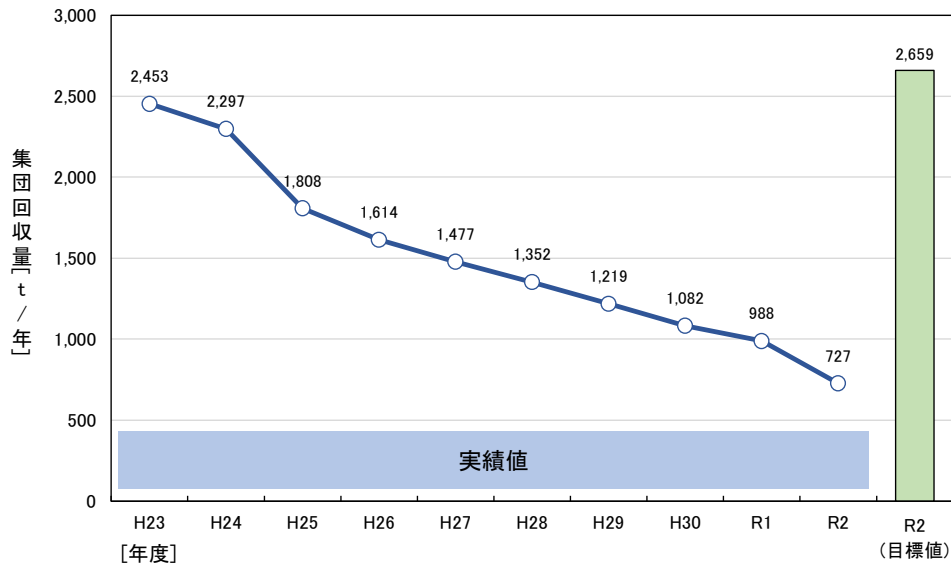


出典: 赤穂市資料

図 3.4.2 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況

③ 集団回収量の目標値の達成状況

集団回収量は、図 3.4.3 に示すとおり、平成 23 年度以降激減しており、平成 22 年度と同程度の令和 2 年度目標値 2,659t/年は達成できませんでした。

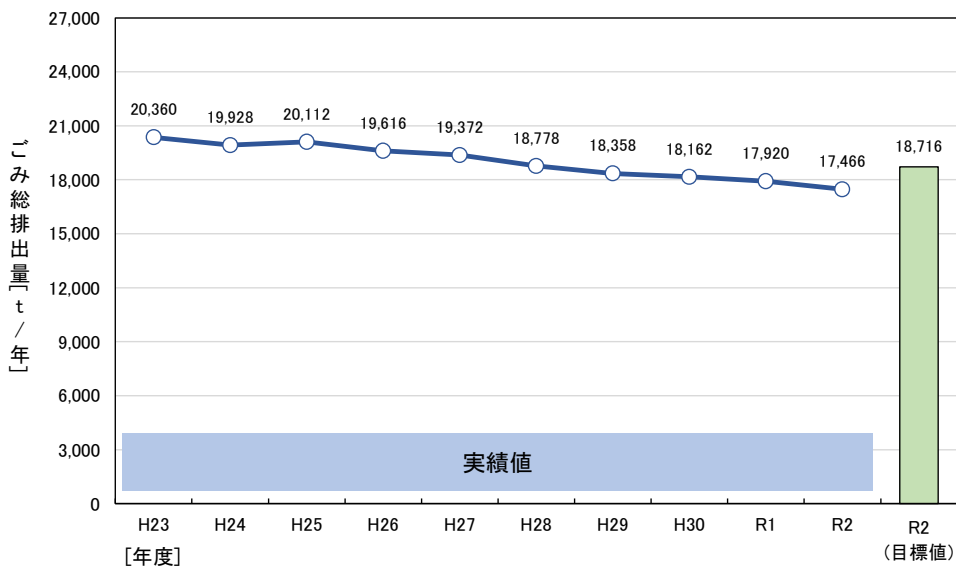


出典: 赤穂市資料

図 3.4.3 集団回収量の目標値の達成状況

④ ごみ総排出量の目標値の達成状況

ごみ総排出量は、図 3.4.4 に示すとおり、平成 23 年度以降減少傾向となり、平成 22 年度比約 8%削減の令和 2 年度目標値 18,800t/年以下（前計画の推計値 18,716t/年）は達成しましたが、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の目標未達分を集団回収量の大きな減少量で補った結果となりました。



出典: 赤穂市資料

図 3.4.4 ごみ総排出量の目標値の達成状況

⑤ 課題

本市のごみ総排出量は減少傾向にあるものの、1人1日当たりごみ総排出量（環境ごみ等除く）は、兵庫県内で4番目に多くなっています。また、1人1日当たり家庭系ごみ（資源ごみ除く）は、兵庫県平均より多くなっています。

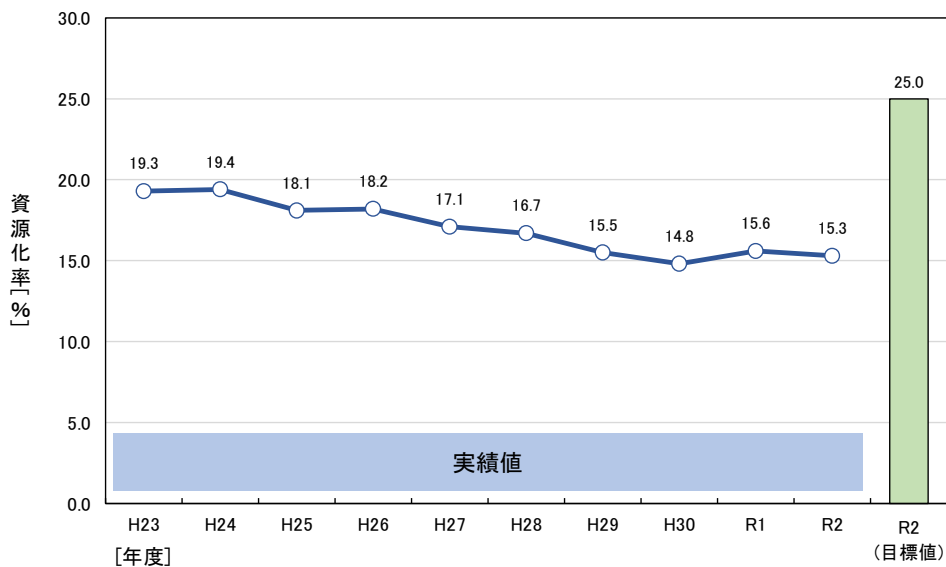
燃やすごみの中に含まれる紙類・布類の割合は横ばいとなっていることから、分別区分に関する理解が十分にされていないものと考えられ、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、厨芥類の割合も横ばいとなっており、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

事業系ごみについても、減少傾向にはあるものの、1人1日当たり事業系ごみは、兵庫県平均と同程度ですが、今後も、ごみ処理施設への搬入監視体制の強化と資源ごみの分別の徹底を継続的に実施していく必要があります。

(2) 資源化率

① 目標値の達成状況

資源化率は、図 3.4.5 に示すとおり、低下傾向が継続しており、令和2年度目標値 25%は達成できませんでした。



出典：赤穂市資料

図 3.4.5 資源化率の目標値の達成状況

② 課題

資源化率は減少傾向が続いており、燃やすごみの中に含まれる紙類・布類の割合は横ばいとなっていることから、分別区分について十分に理解されていないと考えられ、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う等、4種8分別の徹底はもちろんのこと、分別の強化を図っていく必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数などの減少に伴い、資源ごみの発生量そのものが減少していることやスーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。また、直営収集・集団回収ともに資源化量は減少傾向にあることから、これらのことを踏まえて、資源化率の考え方について検討する必要があります。

また、アジア諸国における廃プラスチックや古紙の禁輸措置等の影響など、資源化施策を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の社会経済環境に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要です。

4.1 基本理念

前計画では、本市の全ての人々が共有する行動の規範となる基本理念を【みんなで築こう 地球環境にやさしいまち あこう】とし、これに基づき、基本方針、各種施策を掲げました。

今後は、市民、市民団体、事業者、行政などの各主体が互いに連携し合いながら、循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

令和3年3月に策定した「赤穂市環境基本計画」の取組方針を踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

赤穂ゼロエミッション

～持続可能な循環型社会の形成～

4.2 本計画の特徴

本計画では、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を推進する国の動向を踏まえ、「プラスチック資源循環戦略」、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」等に的確に対応し、市民・市民団体・事業者・行政が主体となった更なる意識の醸成や行動の変革に向けた取組を重点的に推進します。

4.3 計画の枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針、基本施策を定め、図 4.3.1 に示すとおり、ピラミッド状の体系を構築します。

また、基本方針の考え方は、図 4.3.2 に示すとおり設定します。

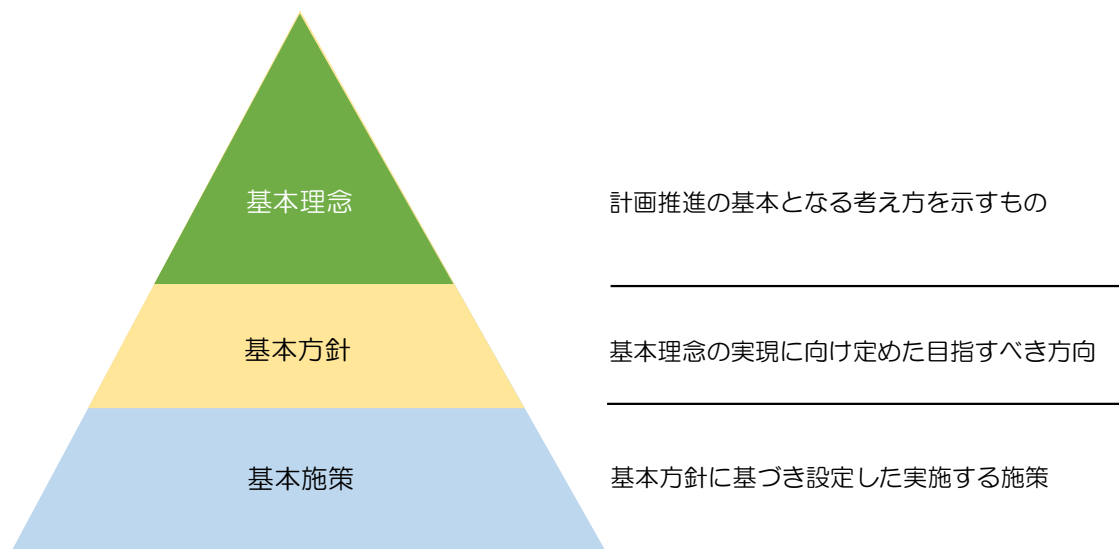


図 4.3.1 計画の枠組み

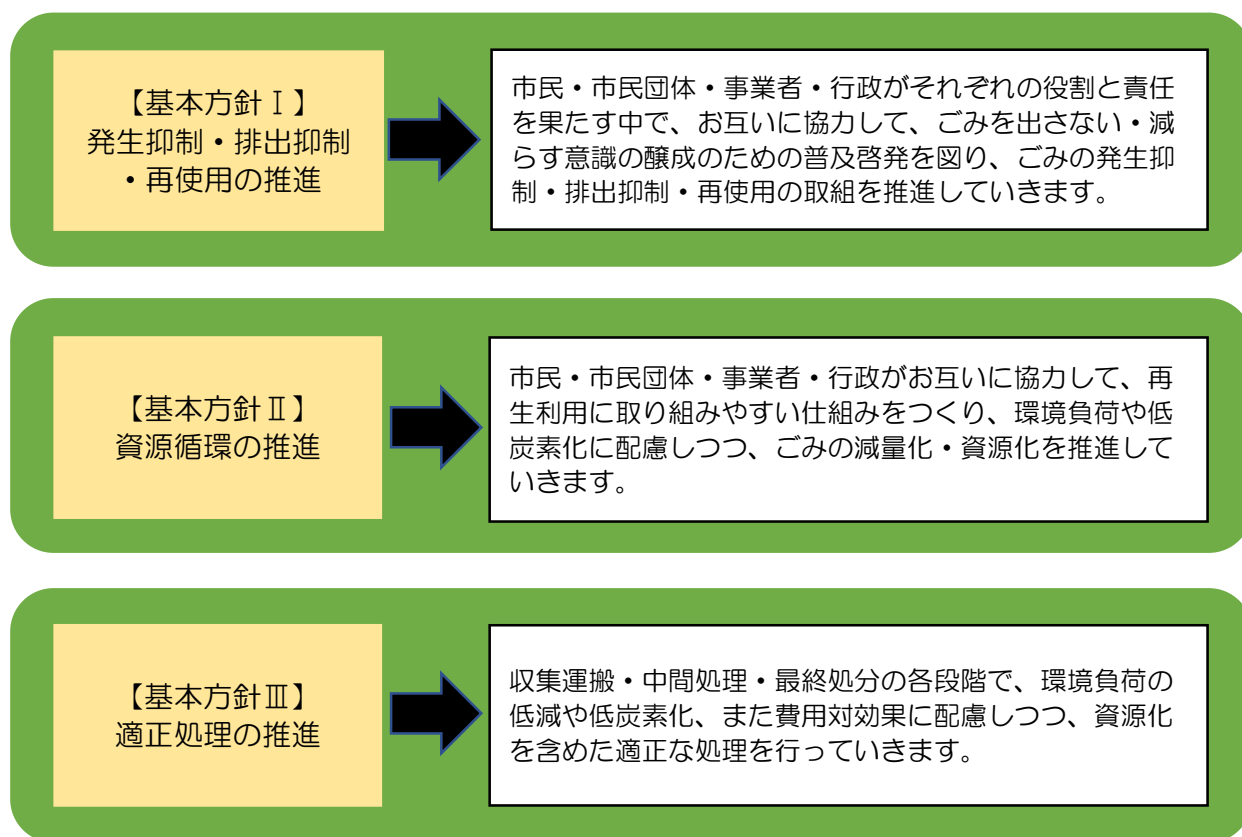


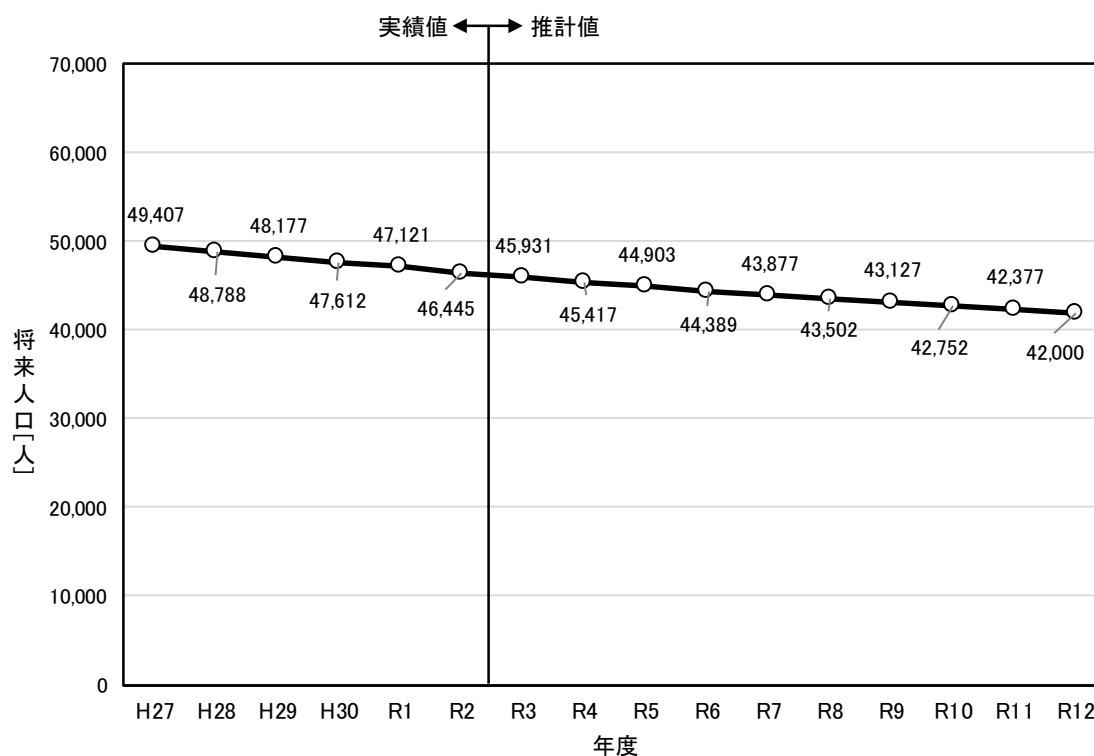
図 4.3.2 基本方針の考え方

4.4 将来予測（現状趨勢）

（1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 4.4.1 に示すとおり、2025 赤穂市総合戦略（赤穂市、令和3年3月）の将来展望人口を用いています。

本市の人口は、令和3年3月末現在で約46千人、今後、徐々に人口減少が進み、令和12年度には42千人となると推計され、令和元年度と比べて約5千人減少することになります。



出典：2025赤穂市総合戦略(赤穂市、令和3年3月)を基に推計

図 4.4.1 将来人口の推計

(2) ごみ排出量の将来推計

① 将来推計の考え方

将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、市民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収及び環境ごみ等の将来推計の考え方は、表 4.4.1 に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が見られることから、平成27年度～令和元年度の5年間の実績を用いることとしています。

表 4.4.1 ごみ排出量の将来推計の考え方

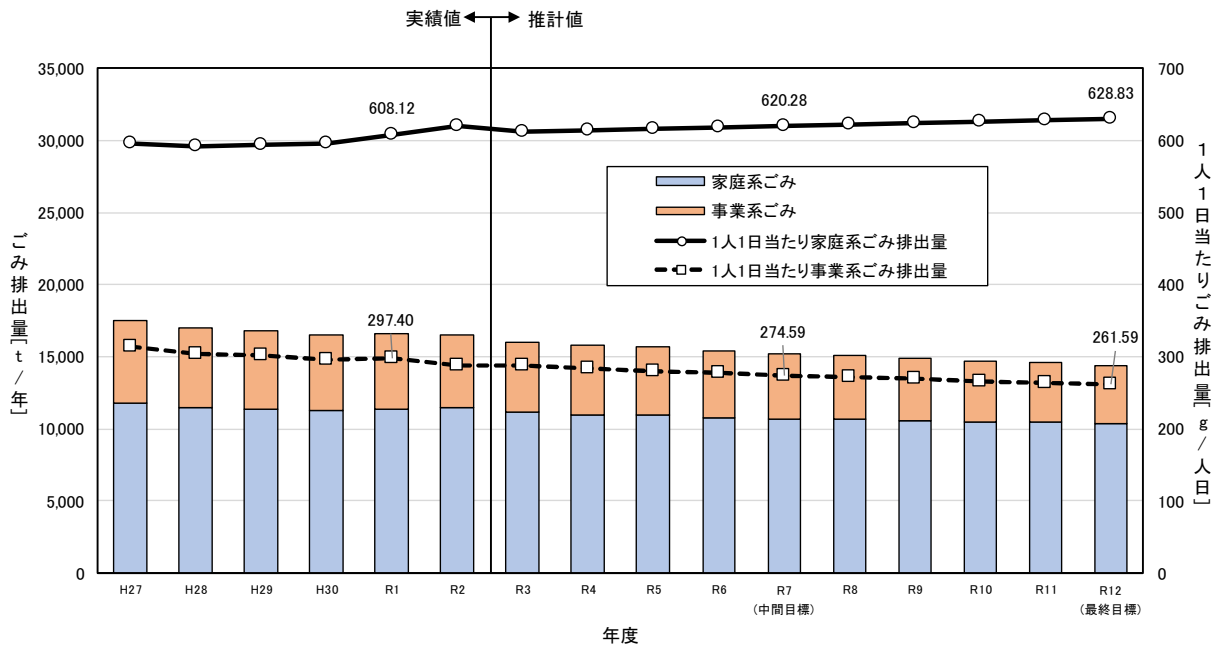
家庭系ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年～令和元年度の5年間の直営収集・直接搬入毎に家庭系ごみの排出区別に1人1日当たりごみ排出量(g/人日)を基に将来推計 ○将来人口は、2025赤穂市総合戦略の将来展望人口を基本として設定 ○家庭系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
事業系ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年～令和元年度の5年間の許可業者・直接搬入毎に事業系ごみの排出区別に1人1日当たりごみ排出量(g/人日)を基に将来推計 ○将来人口は、2025赤穂市総合戦略の将来展望人口を基本として設定 ○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
集団回収量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年～令和元年度の5年間の排出区別に1人1日当たり集団回収量(g/人日)を基に将来推計 ○古紙需給統計では、令和元年度を基準として令和12年度に約20%減少となるため、紙類を主体とする集団回収の推計に当たってはこれを考慮して将来推計 ○集団回収量(t/年)=1人1日ごみ集団回収量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
環境ごみ等排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○環境ごみ等とは、剪定木、灰・沈砂、水路清掃ごみ等 ○平成27年度～令和元年度の5年間の平均値を採用
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量(t/年)=家庭系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年) ・ごみ総排出量(t/年)=ごみ排出量(t/年)+集団回収量(t/年)+環境ごみ等排出量(t/年) ・資源化量(t/年)=集団回収量(t/年)+中間処理後再生利用量(t/年) ・資源化率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年) 	

注)中間処理後再生利用量:リサイクル施設、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等で処理後資源化される量

② ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の将来推計結果は、図 4.4.2 及び表 4.4.2 に示すとおりです。

ごみ排出量は減少傾向で推移し、令和12年度には14,445t/年と令和元年度（基準年度）の約13%減となります。また、1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみは若干減少傾向となる見込みです。



注)1人1日当たり家庭系ごみ・事業系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

図 4.4.2 ごみ排出量の将来推計結果

表 4.4.2 ごみ排出量の将来推計結果

区分		単位	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
人口		人	47,121	43,877	42,000
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	11,394	10,719	10,356
	事業系ごみ	t/年	5,239	4,488	4,089
	計	t/年	16,633	15,207	14,445
1人1日当たり ごみ排出量	家庭系ごみ	g/人日	608	620	629
	事業系ごみ	g/人日	297	275	262
	計	g/人日	906	895	890

注)1人1日当たりごみ排出量は、資源ごみを除く

③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 4.4.3 及び表 4.4.3 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向で推移し、令和12年度には2,287t/年と令和元年度（基準年度）の約18%減となります。また、資源化率も減少傾向が継続し、令和12年度には14.7%となる見込みです。

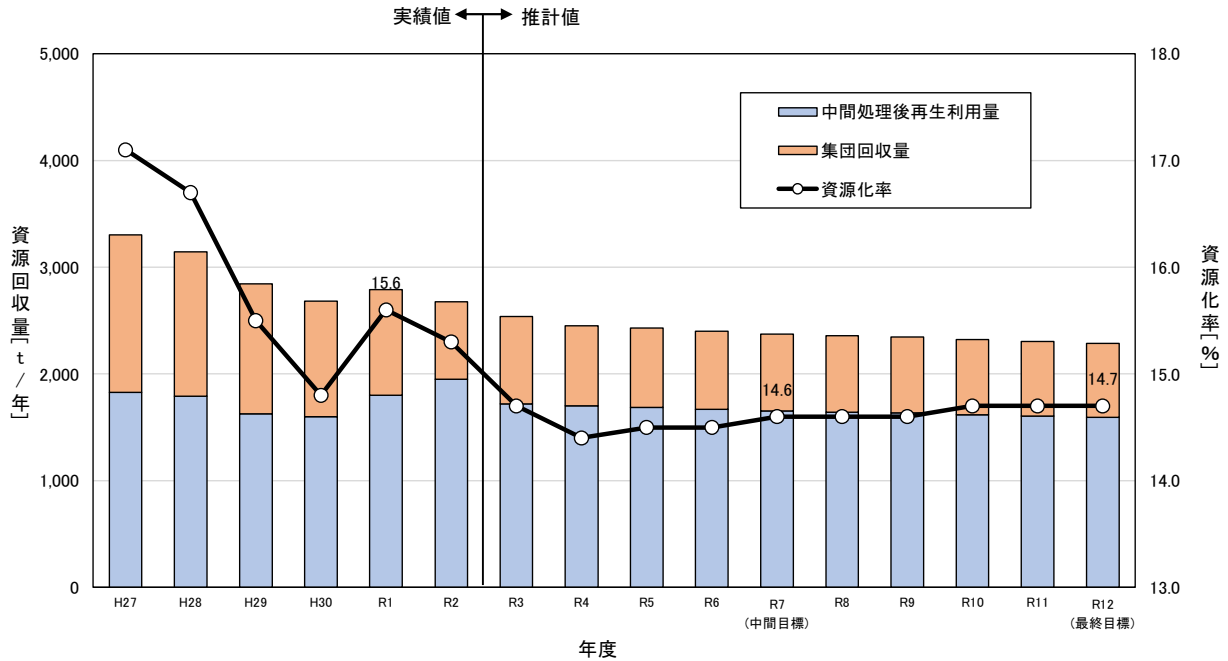


図 4.4.3 資源化量の将来推計結果

表 4.4.3 資源化量の将来推計結果

区分		単位	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
集団回収		t/年	988	723	692
中間処理後再生利用	リサイクル施設	t/年	391	296	268
	ごみ焼却施設	t/年	502	436	413
	粗大ごみ処理施設	t/年	681	698	692
	剪定木処理等	t/年	227	222	222
	計	t/年	1,801	1,652	1,595
資源化量計		t/年	2,789	2,375	2,287
資源化率		%	15.6	14.6	14.7

4.5 計画の目標

(1) 目標の設定

本市のごみ処理の現状を踏まえ、国及び兵庫県の動向を勘案して、令和元年度を基準年度、令和12年度を計画目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

目標1 家庭系ごみを約15%削減します。

【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

* 家庭系ごみ約15%削減は、市民1人1日当たり93g/人日削減に相当します。
⇒市民1人1日当たり「食パン4～5枚切り1枚分」の削減を目指します。

目標2 事業系ごみを約24%削減します。

【指標：1人1日当たり事業系ごみ排出量】

* 事業系ごみ約24%削減は、市民1人1日当たり71g/人日削減に相当します。
⇒市民1人1日当たり「新聞紙4枚分」の削減を目指します。

目標3 資源化率を約20%以上とします。

【指標：資源化率】

* 資源化率を令和元年度実績15.6%から20%に改善するためには、市民1人1日当たり資源化量14g/人日の増加が必要です。
⇒市民1人1日当たり「レジ袋（大）2枚分」の資源化増を目指します。

(2) 目標達成の考え方

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

兵庫県廃棄物処理計画では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の令和7年度最終目標を平成24年度比で12%削減としています。

このため、本市の平成24年度実績585g/人日の12%削減である515g/人日、すなわち令和元年度実績608g/人日に対して約15%削減を最終目標値として設定します。なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

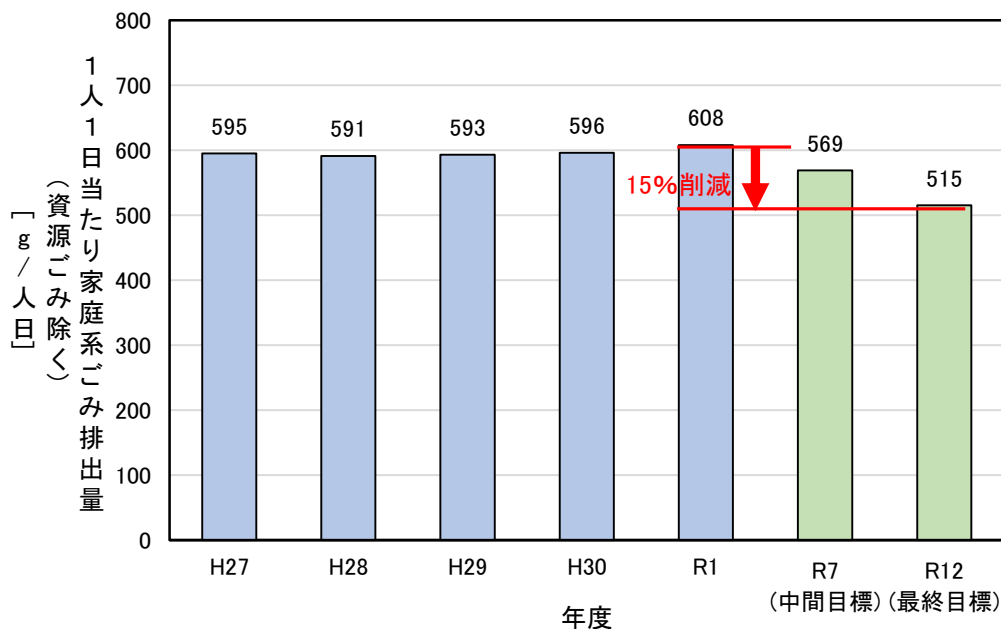


図 4.5.1 家庭系ごみ排出量の目標値

② 1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

兵庫県廃棄物処理計画では、事業系ごみについても1人1日当たり排出量（資源ごみ除く）を目標値として定めており、令和7年度最終目標を平成24年度比で21%削減としています。

このため、本市の平成24年度実績286g/人日の21%削減である226g/人日、すなわち令和元年度実績297g/人日に対して約24%削減を最終目標値として設定します。なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

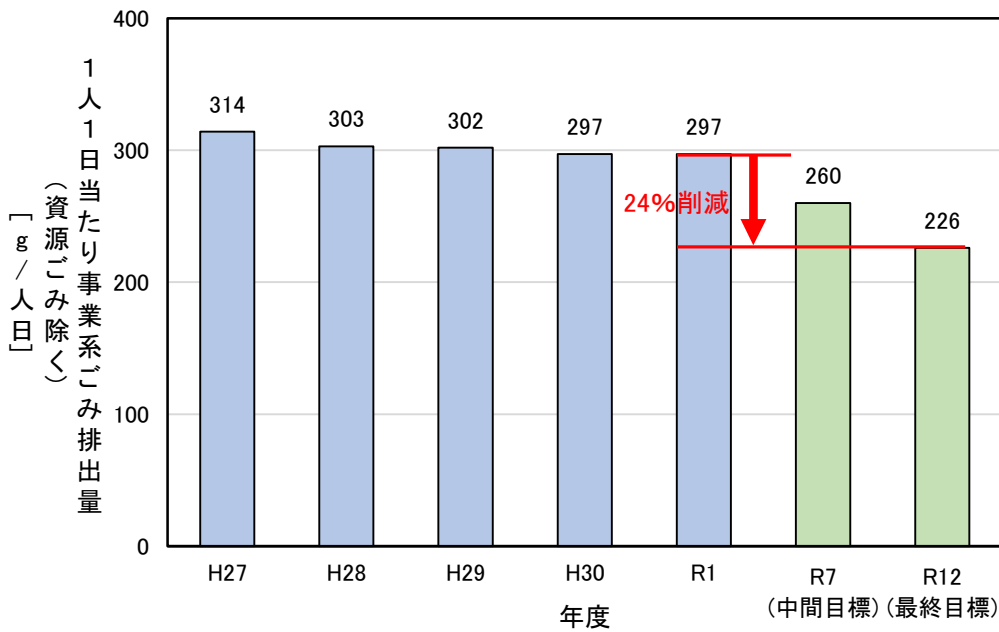


図 4.5.2 事業系ごみ排出量の目標値

③ 資源化率の目標値

兵庫県廃棄物処理計画では、再生利用率(資源化率)の令和7年度最終目標を22%としています。

このため、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用に関する施策の推進や分別の徹底等により、先に示しました家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化分(粗大ごみ除く)の60%が資源として回収されると想定して、令和元年度実績値の約5ポイント増加である20%以上を最終目標値として設定します。

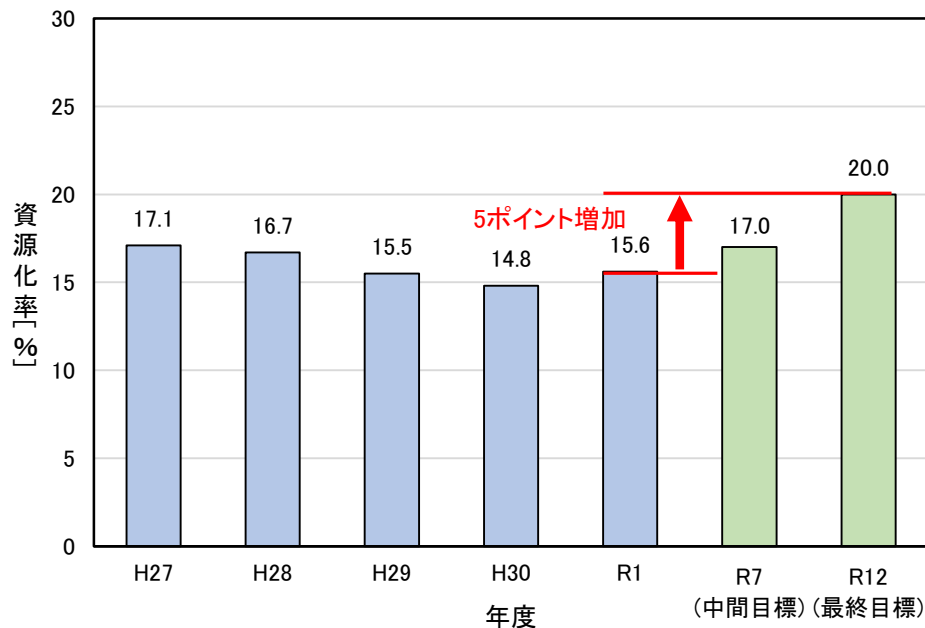


図 4.5.3 資源化率の目標値

5.1 施策体系

基本理念である「赤穂ゼロエミッション～持続可能な循環型社会の形成～」に向けて、ごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。

本計画における施策体系は、表 5.1.1 に示すとおりです。本計画では、目標の達成を目指して、3つの基本方針のもと、25の基本施策を展開していきます。

表 5.1.1 本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	施策の位置付け		
赤穂ゼロエミッション 持続可能な循環型社会の形成	基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実		拡充	
		1-02 環境教育・環境学習の充実		拡充	
		1-03 各種イベントの開催	継続		
		1-04 資源循環体制の充実		拡充	
		1-05 家庭系生ごみの減量化の推進		拡充	
		1-06 食品ロス削減の推進			新規
		1-07 ごみ処理有料化の検討	継続		
		1-08 事業所に対する排出抑制指導体制の整備	継続		
		1-09 プラスチックごみ発生抑制の推進			新規
		1-10 グリーン購入の推進	継続		
	基本方針Ⅱ 「資源循環の推進」	2-01 分別強化の推進			新規
		2-02 容器包装等資源化の推進		拡充	
		2-03 資源循環推進のための支援制度の充実		拡充	
		2-04 剪定枝の資源化の推進	継続		
		2-05 小型家電製品の資源化の推進	継続		
		2-06 中間処理施設での資源化の推進		拡充	
		2-07 資源物の抜き取り防止対策	継続		
	基本方針Ⅲ 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続		
		3-02 高齢者等への対応	継続		
		3-03 事業系ごみの適正処理の推進		拡充	
		3-04 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	継続		
		3-05 中間処理施設の整備推進		拡充	
		3-06 最終処分場の整備推進			新規
		3-07 災害廃棄物の適正処理に向けた対応		拡充	
		3-08 適正処理困難物等への対応	継続		

5.2 基本方針 I 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減少させる意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。

(1) 啓発・情報提供の充実【拡充】

「広報あこう」やホームページ及び SNS 等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。より分かりやすく、見やすいごみ収集日程表の作成や品目入力により分別方法が検索できる「ごみ分別辞典」web サイトの周知を図るとともに、分別徹底等の市民啓発用チラシを定期的に配布するなど、市民に対して繰り返し啓発を実施します。

また、自治会等の協力を得て、地域集会に出向き、ごみ処理の現状と減量・分別・資源化についての情報提供を行います。

(2) 環境教育・環境学習の充実【拡充】

ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、学校や赤穂こどもエコクラブ及び地域社会と連携し、小学生向けの副読本の作成、サマースクールやごみ処理施設見学会などを開催し、「現場で見て、聞いて、感じてもらう」学習活動に積極的に取り組みます。

また、校内の授業においても、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について学べるよう、新たな教材の作成等、学校と連携しながら学習活動に積極的に取り組みます。

(3) 各種イベントの開催【継続】

新型コロナウイルス感染症の防止の観点から各種イベントの開催方法等について検討した上で、消費者協会と共催している「みんなの生活展」などの各種イベントを通じて、ごみの減量・資源化に対する市民意識の高揚を図ります。

(4) 資源循環体制の充実【拡充】

「ごみ問題対策等懇話会」や「量販店ごみ減量対策協議会」等の活動を支援し、ごみの減量・資源化促進の具体的方策について協働していくとともに、今後も継続して、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するための活動を支援します。

(5) 家庭系生ごみの減量化の推進【拡充】

本市では、家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、「赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱」により、堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成をしており、引き続きこの制度の一層の周知を図り、生ごみの減量化を推進していきます。

また、生ごみの排出段階において、水切りの徹底を励行していくとともに、廃食油の再利用（石鹸づくり）等には、施設利用支援も含めて関係団体と連携して取り組みます。

(6) 食品ロス削減の推進【新規】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、講習会等を通じて関係所管及び関係団体等と連携し、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発の強化をしたり、食べ切り・使い切りを推進します。

また、様々な機会を活用して、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブの活動と連携して、食品ロスの発生抑制を推進します。

(7) ごみ処理有料化の検討【継続】

ごみ処理有料化は、市民生活に大きな影響を与える制度の創設となるため、まずは、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。

一方、ごみ処理有料化は、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況や新たなごみ処理施設の整備等を踏まえ、引き続き検討していきます。

(8) 事業所に対する排出抑制指導體制の整備【継続】

事業者向けのパンフレット等を作成し、排出事業者責任の浸透や分別排出の徹底を図ります。また、多量排出事業者の減量化に対する取組等について情報の提供や支援を検討します。

(9) プラスチックごみの発生抑制の推進【新規】

プラスチックごみの発生抑制に向け、「広報あこう」やホームページ及び SNS 等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、市民・市民団体・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減を推進します。

また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

(10) グリーン購入の推進【継続】

職員一人ひとりのごみの減量・資源化意識の高揚に努めるとともに、公共施設や公共事業において環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進します。

5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」

市民・市民団体・事業者・行政がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷や低炭素化に配慮しつつ、ごみの減量化・資源化を推進していきます。

(1) 分別強化の推進【新規】

排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日が守られていないものなども多く見受けられます。また、食品ロス削減の観点から、燃やすごみの指定ごみ袋製の導入についても検討を進めます。

今後は「ごみ問題対策等懇話会」等と連携して是正を図り、転入者向けのごみ分別ガイドブックの作成・配布を行うほか、様々な機会や場所、情報媒体を活用して、減量化・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

(2) 容器包装等資源化の推進【拡充】

本市においては、今後も、容器包装 10 品目の缶（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）、紙パック、ダンボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルについては分別収集後、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設において選別、圧縮等の処理を行い資源化を図っていきます。

また、令和 2 年 4 月から紙ごみ（チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、新聞、メモ用紙、厚紙等）についても、更なる資源化の推進を図るため、分別収集を行っています。

さらに、現在は燃やすごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）の収集・処理の動向に注視し、分別区分の見直しの検討を行います。

(3) 資源循環推進のための支援制度の充実【拡充】

本市では、家庭から出るごみの減量化と資源化を図るため、市内の市民団体が行う資源ごみ集団回収に対し、「赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」により奨励金を交付していますが、近年、集団回収量が急激に減少しています。

このため、集団回収活動を継続的に発展させるため、他の自治体の集団回収制度の調査等を行い、本市の交付要綱の見直しや拡充を検討します。

(4) 剪定枝の資源化の推進【継続】

本市では、市内公共事業等で発生する剪定枝を木質チップとして資源化しており、行政による資源化の推進の一つとして、今後もこの取組を推進していきます。

(5) 小型家電製品の資源化の推進【継続】

使用済み小型家電には、鉄や銅の他、貴金属やレアメタルが含まれているため、本市では燃やさないごみと一緒にごみステーションで収集、又は市役所や各地区公民館に設置した専用回収ボックスで回収し資源化を図っており、今後もこの取組を推進していきます。

(6) 中間処理施設での資源化の推進【拡充】

燃やすごみについては、焼却処理後、残渣の中から鉄類の選別回収を行うとともに、焼却灰のセメント原料化を行っています。

また、燃やさないごみ及び粗大ごみについては、破碎選別処理を行い、鉄類及びアルミ類等の回収を行っています。資源ごみについても、リサイクル施設で手選別によりペットボトル、その他紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装の資源化を行っており、今後もこの取組を推進していくとともに、廃プラスチック（製品プラスチック）の資源化についても検討していきます。

さらに、排出される時期が集中し、燃やすごみとして処理している刈り草や剪定枝、及び家庭から排出される本市特産のカキ殻等の資源化についても検討していきます。

(7) 資源物の抜き取り防止対策【継続】

本市で収集しているごみには多くの資源物が存在しており、中にはこれを無断で抜き取り利益を得ている事案が見受けられます。

このため、「赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、平成 25 年 7 月から資源ごみの抜き取りを禁止し、監視員制度を導入して毎水曜日に巡回監視を行っています。

今後は、必要に応じて自治会とも連携したパトロールの実施等について検討していきます。

5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や低炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

(1) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【継続】

本市の家庭系ごみの基本的な収集運搬体制は、直営方式としており、今後も作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を構築します。

また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保します。

断捨離ブーム等により収集量が増加している粗大ごみについては、申込制による戸別収集方式（有料）の導入について検討を行います。

(2) 高齢者等への対応【継続】

家庭系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面からも有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、平成27年10月より高齢者や障がいのある人等の世帯を対象として、ごみの戸別収集を行う「赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業」を開始しており、今後もこの取組を継続していきます。

(3) 事業系ごみの適正処理の推進【拡充】

ごみ焼却施設へ搬入される事業系ごみについて、ごみの展開調査等を実施するなど監視体制を強化し、古紙等資源化物の分別を指導するとともに、不適正ごみの搬入の防止に努めます。

また、ごみを多量に排出する事業者を対象として、ごみの適正処理に関する個別訪問指導を計画的に実施し、事業系ごみの適正処理を推進します。公共施設については、ペーパーレス化を推進するとともに、ごみ排出事業者としての意識啓発を促し、公共施設から排出されるごみ削減に努めます。

(4) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理【継続】

赤穂市ごみ処理施設では、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行っています。また、ごみ焼却施設では、余熱を利用した場内の温水利用等ごみを焼却する際の余熱を有効活用しているほか、焼却灰のセメント原料化にも取り組んでいます。

また、赤穂市不燃物最終処分場においても、浸出水原水や放流水の水質など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行っています。

今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。

(5) 中間処理施設の整備推進【拡充】

赤穂市ごみ処理施設は、運転開始後、ごみ焼却施設が 27 年、粗大ごみ処理施設が 25 年、リサイクル施設についても 17 年が経過し、計画的な点検・整備に努めてきましたが、経年劣化による老朽化の進行により処理機能の維持が困難な状況になりつつあります。

このため、これらの既存施設については、短期的には令和 4 年から基幹的設備改良工事を実施していきます。

また、今後、人口減少や高齢化の進行により、ごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見込まれ、従来 of 体制を維持することが困難になることも予想されるため、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、施設の更新も見据えて、兵庫県が推進している広域的な処理や施設の集約化についても考慮していくものとします。

(6) 最終処分場の整備推進【新規】

赤穂市不燃物最終処分場は、供用開始後 37 年が経過し、浸出水処理施設の老朽化が進みつつあります。このため、埋立残容量を把握するとともに、施設の維持管理方法や最終処分方法について検討を行います。

(7) 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】

兵庫県内では、平成 30 年 7 月豪雨災害で災害廃棄物が大量に発生し、迅速かつ適正な処理が求められたところです。

災害により発生したごみは、「赤穂市地域防災計画」及び「赤穂市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、その運用マニュアルの策定等を行っていきます。

(8) 適正処理困難物等への対応【継続】

① 適正処理困難物

適正処理困難物については、「赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に規定していますが、リチウムイオン電池等の混入による発火事案の発生や注射針等の医療系廃棄物の混入も見られています。

今後、処理の方法等について、必要に応じて条例を見直すとともに、広報・啓発に努めます。

② 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分・指定されており、処分方法についても定められています。

本市では、このうち感染性一般廃棄物について、専門の業者による処理を医療機関に指導しており、今後もその適正な保管、運搬、処分等について指導を行うこととします。

低炭素社会・自然共生社会に配慮した循環型社会を形成するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

6.1 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 6.1.1 に示すとおりです。資源ごみ以外のごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少していく見込みです。また、「資源循環の推進」施策により集団回収の大幅な減少傾向は抑制される見込みです。

表 6.1.1 ごみ排出量の見込み

単位:t/年

区 分			実績	目標値	
			令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
家庭系ごみ	直営収集	燃やすごみ	9,113	7,970	6,903
		燃やさないごみ	406	370	321
		粗大ごみ	659	539	467
		資源ごみ	816	1,036	1,447
		小計	10,994	9,915	9,138
	直接搬入	燃やすごみ	84	71	62
		燃やさないごみ	53	39	34
		粗大ごみ	173	126	109
		資源ごみ	90	99	101
		小計	400	335	306
家庭系ごみ排出量計			11,394	10,250	9,444
事業系ごみ	許可業者	燃やすごみ	3,925	3,161	2,631
		燃やさないごみ	38	36	30
		粗大ごみ	61	53	44
		資源ごみ	56	283	511
		小計	4,080	3,533	3,216
	直接搬入	燃やすごみ	1,065	880	732
		燃やさないごみ	40	33	27
		資源ごみ	54	72	137
		小計	1,159	985	896
	事業系ごみ排出量計			5,239	4,518
環境ごみ等			299	389	389
集団回収			988	723	692
合 計			17,920	15,880	14,637

(2) 収集・運搬体制

現状の分別収集区分の4種8分別を当面継続し、収集頻度も現状維持するものとします。また、令和2年4月から紙ごみ（チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、新聞、メモ用紙、厚紙等）についても、更なる資源化の推進を図るため、分別収集を行っており、今後も継続していきます。

今後も現状の体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 6.1.2 分別区分・収集頻度等（現状維持）

分別区分		内容例	排出形態		収集回数
燃やすごみ		台所ごみ、紙くず、ゴム、ビニール、プラスチック製品、革製品、布類、おもちゃ、マスク等	透明・半透明の袋	ごみステーション	週2回
燃やさないごみ		陶器類、ガラス類、金属類、お菓子などの缶、小型家電製品、乾電池(充電式以外)等	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
粗大ごみ ^{注1)}		家具類、布団、家具製品(家電リサイクル法対象機器を除く)、自転車等	—	ごみステーション	月1回
資源ごみ (5分別)	缶・びん・紙ごみ	ジュース・ビールの空き缶、ドリンク等の空きびん、スプレー缶、チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、新聞、メモ用紙、厚紙	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	ダンボール・紙パック	ダンボール、紙パック	つぶしてひもで縛る	ごみステーション	月1回
	その他紙製容器包装	食品品の紙箱、紙カップ類、日用品の箱、台紙、紙袋類、包装紙類、飲料パック(内側がアルミ貼)	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、パック類、ボトル容器、緩衝材、ラップ類、カップ類、発泡スチロール、キャップ・ラベル、ポリ袋等	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月2回
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月1回
集団回収		新聞、雑紙、ダンボール、紙パック、衣類	—	—	—
環境ごみ	埋立ごみ	土砂	—	—	—
	剪定木	剪定枝類、草木類	—	—	—

出典：赤穂市ホームページ「ごみの収集・処理」及び令和3年度ごみ収集日程表を基に作成

注1)粗大ごみ：スプリング入りマットレス、90cc以下バイクは、粗大ごみの前処理券を貼って出す

注2)受入・処理ができないごみ

- ・危険物：医療系廃棄物(注射器、注射針、治療針等)、園芸用薬品類、農薬、化学薬品、火薬、石油類、ガスボンベ、消火器等
- ・処理困難物：パソコン、バッテリー、自動車、自動車部品、廃タイヤ、バイク(90cc超)、農業用シート、大型機械、農機具、網、建設廃材、オイルヒーター、電動式介護用ベッド、ピアノ、ボタン電池等
- ・家電リサイクル法対象機器：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

6.2 中間処理体制

(1) 中間処理施設

ごみ焼却施設等の既存施設については、短期的には令和4年から基幹的設備改良工事を実施していきます。また、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、施設の更新も見据えて、兵庫県が推進している広域的な処理や施設の集約化についても考慮していくものとします。

表 6.2.1 中間処理施設の概要（再掲）

施設名称		赤穂市ごみ処理施設	
所在地		赤穂市中広1494番地	
敷地面積		22,849㎡	
ごみ焼却施設	建築延床面積	3,141㎡	
	竣工年月	平成6年3月 (H15年3月:排ガス高度処理対策)	
	処理能力	80t/日(40t/16h×2基)	
	処理方式	准連続燃焼式(流動床式焼却炉)	
	灰処理	セメント固化処理(別棟)	
	余熱利用	暖房・給油・燃焼用空気加温	
灰固化施設	建築延床面積	粗大ごみ処理施設に含む	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	9t/8h	
	処理方式	セメント固化(連続振動混練造粒機)	
粗大ごみ処理施設	建築延床面積	2,519㎡	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	23t/5h	
	処理方式	燃やさないごみ:回転式破碎+磁選別+粒度選別+アルミ選別+風力選別	
		粗大ごみ:二軸せん断式破碎+回転式破碎+磁選別+粒度選別 +アルミ選別+風力選別	
		缶・びん:手選別+磁選別+アルミ選別+圧縮	
		ダンボール・紙パック:圧縮梱包	
リサイクル施設	建築延床面積	960.9㎡(工場部門:652.86㎡、啓発部門308.04㎡)	
	竣工年月	平成16年6月	
	処理能力	6t/5h	
	処理方式	ペットボトル:手選別+圧縮梱包	
		その他紙製容器包装:手選別+圧縮梱包	
その他プラ製容器包装:手選別+圧縮梱包			
施設名称		赤穂市不燃物最終処分場	
所在地		赤穂市周世1297番地100	
剪定木破碎処理施設	竣工年月	平成10年3月	
	処理能力	10~60m ³ /h	
	処理方式	二軸せん断式破碎(移動型)、平成30年2月破碎機更新	

(2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 6.2.2 に示すとおりです。ごみ焼却施設はごみの減量化によって、処理量は徐々に減少していきませんが、資源ごみ分別回収の強化等によって資源ごみ量は増加し、リサイクル施設及び粗大ごみ処理施設の処理量は増加します。

表 6.2.2 中間処理量の見通し

区 分		単位:t/年		
		実績	目標値	
		令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
リサイクル施設	選別・圧縮・梱包処理	454	546	781
粗大ごみ処理施設	破碎・選別処理	1,853	1,816	1,936
ごみ焼却施設	焼却処理	14,808	12,816	11,139
剪定木破碎処理施設	破碎処理	211	248	248

6.3 最終処分体制

(1) 最終処分場

現在の赤穂市不燃物最終処分場の浸出水処理施設等の適正な維持管理を行いつつ、ごみ排出量の削減によって最終処分場の延命化を図っていきます。

表 6.3.1 最終処分場の概要（再掲）

施設名称	赤穂市不燃物最終処分場	
所在地	赤穂市周世1297番地100	
不燃物最終処分場	竣工年月	昭和59年12月
	敷地面積	154,000㎡
	埋立面積	35,200㎡
	埋立容量	227,500㎥
	埋立対象	一般廃棄物(不燃ごみ)・上下水道汚泥
	浸出水 処理施設	処理能力:66㎥/日(日平均) 処理方式:回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭処理

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 6.3.2 に示すとおりです。令和元年度（基準年度）に比して約10%程度の削減となります。

表 6.3.2 最終処分量の見通し

区 分		単位:t/年		
		実績	目標値	
		令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (最終目標)
不燃物最終処分場	埋立処分	2,009	1,875	1,768

7.1 計画の推進

本計画で掲げる目標の達成には、市民、市民団体、事業者及び行政の各主体がそれぞれに求められる役割を理解し、協働しながら、行動していくことが必要です。

本市は、本計画に則して行動するとともに、主体間の調整や関係の円滑化に努めることで、計画の着実な遂行を図ります。

7.2 計画の進行管理

本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、P l a n（計画の策定）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、「広報あこう」やホームページ及びSNS等を活用し、広く市民に公表していきます。

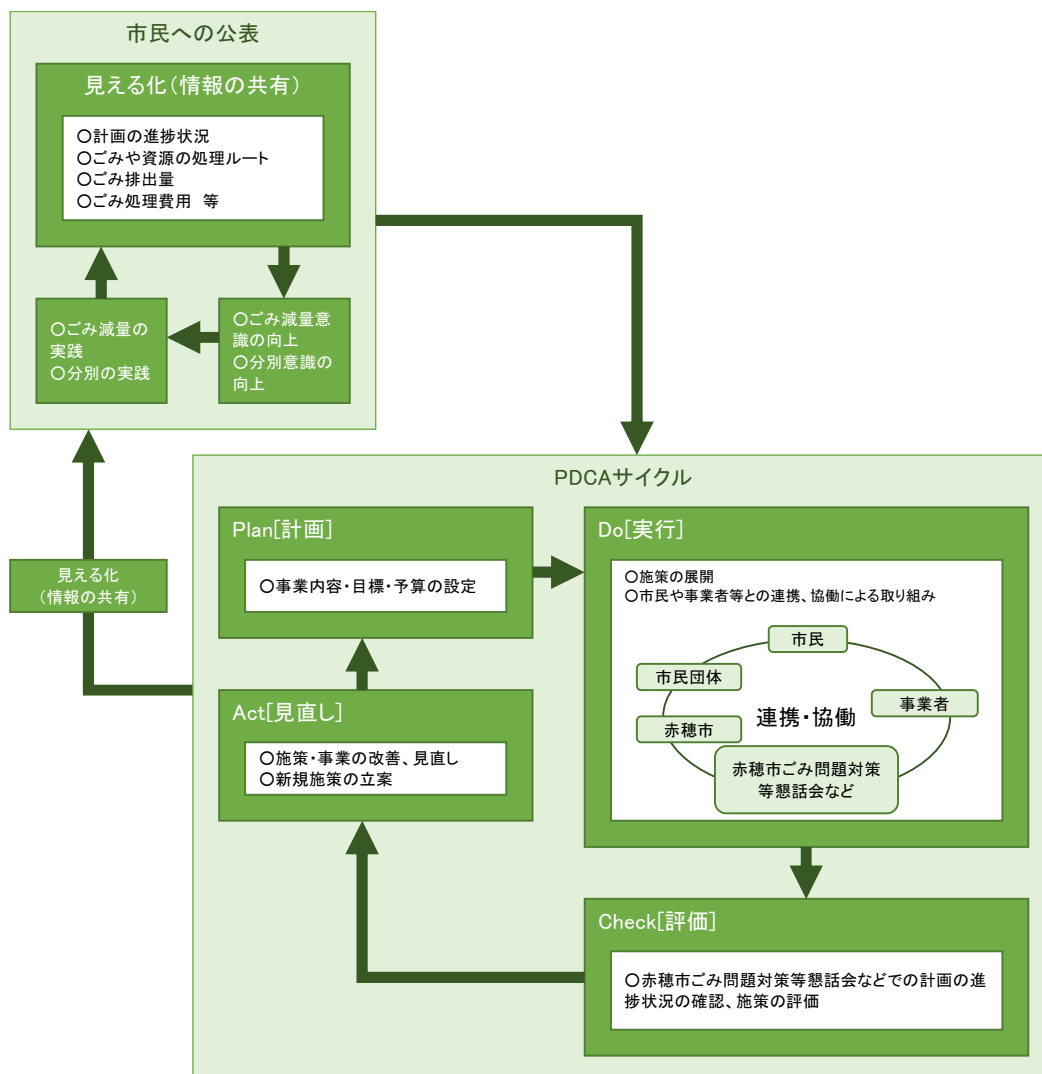


図 7.2.1 本計画の進行管理方法

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
令和4年4月発行

発行：赤穂市 市民部 美化センター
〒678-0232 赤穂市中広1494番地
TEL:0791-42-3841 FAX:0791-42-3486
E-mail:bika@city.ako.lg.jp